

こども青少年・教育委員会記録
【速報版】

令和8年4月22日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 大岩真善和委員長 これより委員会を開会いたします。



◎ 異動職員紹介（部長職以上）

- 大岩真善和委員長 こども青少年局関係に入ります。
議題に入ります前に、4月1日付で職員の異動がありましたので、福島局長より異動職員の紹介がご
います。
- 福島こども青少年局長 それでは、こども青少年局における部長級以上の異動職員を御紹介いたします。
(職員紹介)
- 福島こども青少年局長 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。



◎ 認可保育所におけるいじめ事案への対応について

- 大岩真善和委員長 それでは、議題に入ります。
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。
報告事項に入ります。
初めに、認可保育所におけるいじめ事案への対応についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 福島こども青少年局長 認可保育所におけるいじめ事案への対応について御報告いたします。
お手元の資料を御覧ください。
- 1、概要についてですが、令和7年4月に市内の認可保育所卒園児の保護者から、児童Aが在園中に園内
でいじめを受けた事案について、当該保育所が適切に対応しなかったとの相談が本市にあり、本市として調
査及び指導等を行ってまいりました。
- 令和8年3月には、保護者等が本件について記者会見を実施しています。
- 今後、横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会において、本事案への園及び本市の対応に
ついて検証していきます。
- 2、保護者から本市へ相談があった事案ですが、表に記載のとおり4つの事案がございます。
- まず、事案①については、令和7年3月中旬に児童Aが他の児童から、死ぬ、ばか、嫌いと言われた手紙
を受け取ったというものです。なお、園から保護者へ当該事案の報告はありませんでした。
- 事案②は、令和6年10月に児童Aの上に6人くらいの他の児童が乗ったため、児童Aは息ができなくな
ったというものです。
- 事案③は、令和6年10月に他の児童から児童Aに太っているなどの容姿をやゆする発言があったというも
のです。
- 事案④については、令和7年3月上旬に他の児童から、母親を殺してやる、ママを消す等の発言があった
というものです。
- 2ページ目、御覧ください。

3、本市の主な対応経過について御説明します。

詳細につきましては、別紙1を併せて御覧いただければと思います。

令和7年4月9日に保護者から事案①について区へ相談がありました。

4月21日に区局で園へ立入調査を実施し、28日には区から園へ口頭指導を実施しています。

4月30日に区から保護者へ口頭指導の内容等を伝え、その際に保護者からは園に改めて説明を求める要望がありました。そのため、同日、区から園へ保護者の要望を伝えていきます。

5月12日には、保護者から区へ再度、園へ要望を伝えてほしいとの意向を受け、区から保護者へ園と直接話し合うことが望ましい旨のメールを送信しました。

8月19日に保護者や園から新たな要望や相談等がないため、事案①の対応を終結としました。

10月7日に局が保護者の関係者から事案①に加え、新たに事案②、③、④についての相談を受領しました。このときに5月12日のメールが保護者に届いていなかったことも判明しました。

10月10日に区から保護者へ当該メールを再度送信しました。

11月11日には局が園に立入調査を実施し、12月19日に局から園へ口頭指導を実施しています。

令和8年1月5日に保護者から局へ園と保護者との認識の相違について事実関係を整理してほしいとの要望がありました。

1月7日に局から保護者へ改めて調査を行う予定はないことを回答しています。

1月21日に局が保護者から要望書を受領しました。

3月9日に保護者等が記者会見を実施しました。また、同日、局が保護者からの申入書を受領しています。

3月18日に保育所等における虐待担当部会を開催し、部会で検証を行うことを報告しました。

3月26日に局から保護者の代理人へ保育所等における虐待担当部会で検証を行うことを報告しております。

3ページ目、御覧ください。

4、今後の対応についてですが、横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会において、本事業への園及び本市の対応について検証していきます。

スケジュールですが、令和8年4月24日に1回目の検証を実施します。5月から7月にかけて複数回、検証を実施し、8月には検証結果の保護者への報告及び公表を行う予定です。

参考1として、保育所等における虐待担当部会における検証を行う理由、参考2としまして、部会委員を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○ **大岩真善和委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ **渡邊忠則委員** ただいまの報告を聞きまして、まずは被害を受けたとされるお子さんとその保護者の方の大きな不安や苦しみを抱えてこられたことに心から思いを寄せたいと思います。

今回の報告を受けて、今後どのように改善していくのかという視点で2点、市の認識を伺いたいと思いますが、まず本件の初動対応と、子供を中心に据えた関わり方について伺いたいと思いますが、資料を見ると、市として、一定の事実確認や改善指導は行われておりますけれども、結果として、保護者の不信感が十分に解消されておらず、記者会見に至る事態となっているということです。

行政として、手続に沿った事実確認や改善指導を行うことは重要ではありますが、当事者である子供や保護者が市の対応をどのように受け止め、安心につなげたかという視点も欠かせないと考えています。

そこで、結果として、不信感が解消されなかったことについて、市としての率直な認識と課題として捉えている点を伺いたいと思います。

- **福嶋子ども青少年局長**　今回お子様が大変な苦痛を感じて、また保護者の方も長期間にわたって不安を抱えてこられたことについて、市として重く受け止めております。

昨年4月から本市が関わってきた中で、今、委員からもお話しあったとおり、保護者の方の不信感を解消できておらず、大変申し訳なく思っております。これまで以上に子供の心身への影響というものを考慮した上で、子供や保護者の方の状況ですとか、気持ちに寄り添った対応、関わりが必要で、またそれが課題だと認識しております。

- **渡邊忠則委員**　最後に、今後に向けてということで伺いたいと思うのですが、昨年、児童福祉法が改定され、虐待を受けた子供への対応がさらに強化されたと思います。

本市においても、我が会派が中心となって、議員提案によって、横浜市子供を虐待から守る条例や横浜市子ども・子育て基本条例を制定するなど、子供の健やかな成長に寄与し、子供にとっての最善の利益が考慮される環境づくりに注力してきたと考えています。

第三者制を特に持つ児童福祉審議会の担当部会で検証を行うとのことですが、子供の健やかな成長のために、その検証結果を市民や保護者に分かりやすく示していただいて、現場の保育園や行政対応の改善につなげていくことが必要と考えますが、市の見解をお伺いします。

- **福嶋子ども青少年局長**　今お話しあったとおり、今後検証を進めていきますが、その検証結果につきましては、保護者の方ももちろんですが、市民の皆様にとって分かりやすく整理した上で、内容、趣旨、きちんと伝わるような形で整理して公表していきたいと思っています。

また、単に結果を公表するというのではなく、現場に落とし込んでいくことが大事だろうと思っていますので、保育園等のそういった現場に対して周知ですとか、あるいは職員への共有、あるいは我々行政の対応の見直し等々、確実に実行していくことで反映させていくことで、子供を安全・安心に守っていくことにつなげていきたいと、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

- **渡邊忠則委員**　しっかりと進めていただきたいと思いますが、本件を単なる一事案として終わらせるのではなくて、横浜市の保育行政全体の信頼回復と子供を守る体制の強化につなげていくことを要望します。

- **古谷靖彦委員**　ちょっと伺っていきます。この資料も御苦労されて、届いたのが昨日の夜でしたので、私も十分読み込めたかと言われると、ちょっとなかなか不十分なところがあるなと思いつつ、ちょっと伺いたいと思います。

まず、初動の対応の問題なのですが、一番最初に区役所に相談されています。このときにいわゆる事案①について確認がされているわけなのですが、これを受けて、区役所の対応というのですか、評価というのですか、どういうやり取りしたかということが、一切ここでは別紙1でも何も書かれていないのですが、これは聞き取りがされていないのか、あるいは記録が何もないのか、ちょっと教えてください。

- **渡辺保育・教育部長**　保護者とは、別紙のところにもあります16日、18日等を通して、保護者からの資料提供等は受けておまして、そのやり取りに基づいて、4月21日に立入調査を行っているというものでございます。

- **古谷靖彦委員**　それもお答えしていなくて、これを聞いたときに、新聞紙面上では不適切ではないと答え

ていると報道がされています。また、5月12日のメールの中身でいくと、区では不適切保育の相談があった場合は、区が間に入るだけでも、今回の件については保護者と園との双方で話し合っていたと内容だと書かれているわけです。つまり不適切ではなかったという回答をしたのではないかとここは類推できるのです。そのことが日付のところではどこにも書かれていないのです。何で書いていないのですか、何で書いていないか教えてください。

- **渡辺保育・教育部長** 私どもも保護者から相談があった段階では、区の対応については、子供への影響が懸念される事案であって、保護者への状況を速やかに報告して、園と子供の様子など協議しながら、子供の心のケア等行っていく事案というところでの認識で対応は図っていったところでございます。

ただ、委員おっしゃっているとおり、不適切保育ではないという言い方をしたということは記録としては残っておりません。ただ、5月12日の保護者宛てのメール、区からのメール、委員の指摘にございますけれども、この部分の書き方については、そうとも取られるような書き方になっていたという認識でございます。

- **古谷靖彦委員** 私、保護者の方とお話をさせてもらったのですけれども、そのことは鮮明に覚えていらっしゃるのです。そちらでは記録がないというお話だと、それで今のメールを類推したら、言ったのではないかと思うわけです。最初の相談を受けた段階で、それは不適切な保育ではありませんと言われてしまったら、それは相談する相手ではないですよ、相談ができる相手ではないのではないかとちょっと思うのです。そこはすごく大事なところだと思うのです。局長、どうですか。

- **福嶋子ども青少年局長** 今、部長のほうから御答弁差し上げましたが、この記録で見ると、12日のメール等からはそのような類推というか、今、委員がおっしゃったようになっていくところはあるかと思いますが、我々として、区から状況、話を聞く中で、そういった不適切保育ではないという発言をしたというところが確認できませんでしたので、この記録としては掲載しておりません。

- **古谷靖彦委員** 確認ですけれども、そのことも含めて、今、調査がされているということによろしいのですか。

- **渡辺保育・教育部長** 実際には今後検証委員会で検証していきますけれども、この部分も含めて検証を行っていくことになります。

- **古谷靖彦委員** 分かりました。そこで言った言っていないという話がまた出てきているわけです。

その上で、メールが届いていない問題というのがまた出てきているわけです。メールが届いていない問題については、送信済みファイルには入っていなかったのですか。

- **渡辺保育・教育部長** 送信済みファイルには入っておりました。保護者の方は受領していないとおっしゃっている状況でございます。

- **古谷靖彦委員** 分かりました。そこもメールが届いている、届いていないという、こういう問題なのです。

あと、令和7年12月19日、保護者とのやり取りをする中でうまく伝えられなかったというのが区のところで書かれています。うまく伝えられなかったという区のくだりは、経過の中ではどこに当たるのでしょうか。

- **渡辺保育・教育部長** 4月9日から5月12日までの区の対応についてということでございます。

- **古谷靖彦委員** 何を伝えられなかったのですか。

- **渡辺保育・教育部長** 委員御指摘のとおり、保護者は区に対して不適切ではないという対応を区のほうは取ったというところと、私どもの区としては不適切な保育であるというところの対応をもってやったという

ところの相違でございます。

- **古谷靖彦委員** 何か複雑な言い方をしますね、今もまた。不適切な保育だったということではないということ伝えてしまったということが問題だということですか、それとも何と言ったのですか、今、ごめんなさい。
- **渡辺保育・教育部長** 今後の検証にはなるところになりますけれども、少なくとも区としては不適切な保育といったところはないというところの考えの下で対応に当たっていたというところでございます。その部分が保護者からは区の対応としては不適切ではないという発言がございましたので、区としては、その部分を子供への影響が懸念されている事案で対応していたということをお伝えすることが伝わらなかったという趣旨でございます。
- **古谷靖彦委員** 分かりました。ちょっとそこは言った言わないになるので、やめます。
PTSDが発症したと途中で聞いております。それで、経過の中にも書かれています。PTSD発症したと聞いてから、市はどんな援助をされましたか。
- **渡辺保育・教育部長** 保護者には状況について確認しましたが、具体的な対応は特に取っておりません。
- **古谷靖彦委員** そうすると、何でPTSDを発症したかということが大問題に多分なると思うのですけれども、もしこの経過の中で発症したとなれば、安全配慮義務違反に当然横浜市が問われる話だと思うのですけれども、PTSDを発症したと聞いて、何か対応することについて、何か変えたことはありますか。
- **渡辺保育・教育部長** この案件で特にというところはございませんが、教育委員会のほうで対応を図っているところは把握してございます。
- **古谷靖彦委員** そうすると、結構重大な話だと思うのです。実際に被害が発生したという中身になりかねない問題なのですけれども、これを聞いても特に何か調べ直そうとかということではなかったということではないですか。
- **渡辺保育・教育部長** PTSDを発症したやり取りの後でも、私どもは法人等とのやり取りをしておりますので、そのやり取りをして変えたところがあるかということはあるはずですが、この案件を踏まえた後も園と局のほうで事実確認のほうは行ってございます。
- **古谷靖彦委員** でも、つまり対応としては特に変えていない。
それで、最終的に保護者の方が記者会見を実施して、それで申入書が局に対して出されています。これの直前が局からのメールの回答なのです。このメールの回答を受けて、記者会見を決断されているのです。これについて、局長、いかがですか。
- **福岡子ども青少年局長** 先ほどもちょっと答弁で触れた部分ありますが、我々が局として、まずは区が対応し、その後、局が対応するという形で経過がありますけれども、その中でも不信感を抱かせてしまい、それが解決しないまま、記者会見を実施せざるを得なかった状況をつくってしまったということは本当に我々局としても重く受け止めていますし、それについて本当に申し訳なく思っております。
そうした中で、今回申入書を頂きましたので、我々としては真摯に受け止めて、その要望書に記載されている内容について、できるだけその形で進めていきたいという形で現在進めているところです。
- **古谷靖彦委員** 今、局長おっしゃっていただいたとおり、被害者である御家庭のところを追いつまわれてしまって、局の回答で追いつまわれて、記者会見せざるを得なくなってしまったという、とても残念な表出の仕

方だとちょっと思っていて、そこは本当に反省いただきたいと思うのです、結果的にこうなってしまったことについても。そうすると、今まで今、答弁されたようなこういう経過を経て、こういうことをやってきたのですという描いていたことが本当に正しかったのかということが今問われていると思うのです、今、回答しましたけど。だから、そこは曇りなくしっかり見ていただきたいと改めて思うのです。

保護者の記者会見、申入れの後に局として方針はどのように変えられたのか伺います。

- **渡辺保育・教育部長** この件につきましては、児童福祉審議会の虐待担当部会でいわゆる虐待や不適切保育についての通報があったというところで、行政の対応、また園の対応については、一連の流れについてお諮りして、意見等々いただく、私どものやり方が正しかったというところはやる予定でございましたので、こちらはこの案件について引き続きやっていくというところでございます。

他の案件につきましても、私どものやっていることについて、園の対応、私どもがやってきた経過については、引き続きお諮りして、私ども場合によっては意見をいただくとか、対応を変えていくということをしていくつもりでございます。

- **古谷靖彦委員** 1月に最後に局から保護者に出されたメールの中身で、そのものが受け入れられなかったと、保護者の方が、そういう対応を局がしてしまったということですから、今までの経過そのものを全面的に見直す必要があるのではないか。

先ほど確認ができなかったと言われた初動の対応についても、確認ができなかったというのは、ちょっとそこも私は分からないなと思っているのです。多分お一人が対応されたわけではないと思うのです。複数の職員で対応されていて、記録が何もありませんということは、恐らくないのではないかと思うのですけれども、記録はなかったのですか。

- **渡辺保育・教育部長** 保護者からの記録については、私ども作成しておりますが、具体的なやり取りのところまでは、すみません、ちょっと記憶があやふやで、なかったと、市からの発言についてはなかったと認識しております。

- **古谷靖彦委員** もうやめますが、ちょっと記録がないということも私はないと思っています。だから、本当に答弁して大丈夫ですかと思いましたがけれども、これから調べた中から出てきたら、今の虚偽答弁になってしまうから大変だと思うのです。こういうことを本当に言わせてほしくないというか、しっかり調べていただきたいし、しっかり見直していただきたいと思います。

- **井上さくら委員** 今の議論の続きのところから、初動の話なのですけれども、やはり非常に分かりづらいといえますか、不思議だな。今の結局記録があるのか、ないのかの話なのですけれども、区が保護者から最初に相談を受けた、指摘を受けた、その受付、それからそこから結局今日市が出してきた資料では、事案①について、区局で園へ立入調査実施ということになっているのです。これはどういうものに関する立入調査をするという判断をして、どういう趣旨、位置づけの立入調査をしたのか、その結果、何を確認して、どういう口頭指導したのか、そのことの記録はあるのですか、ないのですか。

- **渡辺保育・教育部長** 保護者からは、いわゆる手紙を受け付けたことに対して、園から報告がなかったというところについて、いわゆる調査を、確認をお願いされたいというところで、私どものほうも園に立入りを行って指導を行っているところでございます。その中での相談の内容等について、それぞれの記録は残っていますが、それぞれのやり取りや提供いただいた資料を残しているという形でございます。

- **井上さくら委員** 聞いたことに答えてくれていないだけけれども、保護者からの相談内容を記録した、そ

れは必要でしょう。それが区や市がどういうものとして、これは立入りが必要なんだ、どういう位置づけのものとして立入調査をするという判断をした。そして、行った結果、何が分かった。口頭指導というのは何の口頭指導をしたのかという記録があるかないかということです。

- **渡辺保育・教育部長** その点では、対応状況について取りまとめた資料の中で記録として残ってごさいます。
- **井上さくら委員** 私、資料請求したのですけれども、結局個人情報には確かに個人情報というか、個人情報ではなくて、理由が行政内部文書だからということで出せませんというお話だったのです。保護者もこれらの公的にどういう位置づけで何をされたのかということについて、文書は請求していませんか。
- **渡辺保育・教育部長** 具体的な請求事務は行われていませんが、対応の経過について知りたいということは、御依頼はありました。
- **井上さくら委員** これらのこういう記録があつて、こうですよということは出していないのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 具体的にはお出ししておりません。例えばヒアリングの記録等については、個人情報の情報公開の関係もありますので、お出しできないというニュアンスで、メールでのやり取りになりますが、そのようなお返しの仕方はしております。
- **井上さくら委員** 情報公開の関係があるから出せないという話にはならないのです。しかも、本人だから、本人が、当事者が求めていることに対して、一般の市民の方が情報公開請求すればいいのですかとか、文書番号何番ですとか、そんなこと最初からできるわけないわけです。でも、横浜市としては、こういうふうな記録があります、必要なら情報公開請求してくださいというのも何だけれども、こういうものがあつて、こうですよという説明をされていないと伺っています。これらの文書が、保護者に対しても行政内部の文書だから出せないという説明をされている、違いますか。
- **渡辺保育・教育部長** 私どもとしても、当然情報公開請求が出されれば、文書としてはお出ししますが、具体的な詳細等についてはできないという点でお返ししているつもりでございます。ただ、委員のおっしゃるとおり、請求自体ができないというところはお伝えしていないというところはございます。
- **井上さくら委員** なぜ立入調査や口頭指導についての記録のことをお聞きするかというと、結局今、この案件で相手方がいいですか、保育園を運営している企業、大手の企業です、横浜市でもたくさん企業型の企業による保育園を運営している大手です。その企業側は弁護士を立ててきているのです。その弁護士が何と言っているかということ、横浜市子ども青少年局が園の対応は適切でなかった、速やかに共有して、心理ケアを行うべき事案であったと見解を言っているようだけれども、私たち企業側は、横浜市子ども青少年局からそういうことは聞いていませんと。再度口頭指導を行うと述べたとの記載もあるけれども、本日時点、たまたま昨日ですか、本日時点、同局から口頭による指導は受けておりません。口頭による指導は受けておりませんと企業側はそういう認識を言ってきているのです、保護者に。どういうことですか。
- **渡辺保育・教育部長** 私どもとしては、4月28日に区から口頭指導を実施して及び12月19日になりますけれども、法人と園に指導内容を説明しているという認識でございます。
- **井上さくら委員** だから、法人にどういう指導として言ったのか。先ほど不適切保育に当たる当たらないの認識の判断のことについても曖昧でした。不適切指導というか、不適切保育というか、今、国の方針では児童虐待の疑いとなっているわけだから、そういう疑いもあるということで調査に入っているのですとちゃんと言ったのかということです。少なくとも企業側は、口頭指導は一度も受けておりません。ということは、

企業側はそういう不適切なり、あるいは児童虐待の疑いもあるということで指導を受けたり、立入調査を受けたと少なくとも認識していないということです、違いますか。

- **渡辺保育・教育部長** 弁護士の件につきましては、私どもは承知しておりませんが、少なくとも12月19日に私どもから法人に対しては、園長と法人担当者宛てに電話で口頭指導の内容をお伝えしているというところでございます。
- **井上さくら委員** 電話で口頭指導だから、それは残っていないわけです。だから、区の判断、区局の判断、その時点の位置づけ、どういう調査なのかというものが記録が必要なわけではないですか。今、記録、紙出してくれないとして、この時点ではどういう位置づけの立入調査をして、何を口頭指導したのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 12月19日の事案になりますけれども、保護者からは事案①から④についての事実確認についてございました。特に事案①については、4月に区からも口頭指導していますけれども、保護者からの問合せの間に園から保護者への報告が行われたことについて、改めて確認を行ったというところがございますので、その点について早く言うべきだったということと、その部分についての対応について、指導を行っているところがございます。
- **井上さくら委員** 今、立入調査と口頭指導、2回やっていることになっているのです。今日出していただいた資料でも、昨年4月に1回、その後、もう一回、事案についての相談が追加されたということで、11月に行ったということになっています。今、部長がおっしゃったのは、11月、12月の口頭指導のことでおっしゃったけれども、4月の口頭指導は何だったのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 4月につきましても、保護者からの園からの報告がなかった点につきまして、同じように速やかに報告を行うべき案件というところで指導を行っているというところがございます。
- **井上さくら委員** そういうふうにしたということは、記録はあるのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 横浜市の記録では、法人に対して指導を行ったという記録はございます。
- **井上さくら委員** この時点、それから秋もかな、春の4月のときなんかは、区に保護者の方が指摘して、申し入れたけれども、区のほうでは、報道にもあるとおり、大したことはないんだという対応で、そんなに言うのだったら、定期的に保育園には行っているから、行ったときに園長に話してみますと言われたと。それが多分この話なのです、立入調査って。私たちに出すときには立入調査という形で出すけれども、保護者には、大した問題ではないから、ついでに園長に話を聞いてきますと。聞いたけれども、大したことなかったですと保護者に言っているのです。
だから、企業の側は口頭指導なんか一度も設けていないと。そうですね、定例的に回ってくるときに、担当者が、どうですか、最近、何かちょっと保護者から何か言われたりってあるのですけれども、いや大したことないですと。そういうことでしたということではないですか。企業も全然重たく受け止めていないし、保護者にはそう言われているから、全くこれでは話にならないとなるわけではないですか。実態はそうではないのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 私どもは定期的ということではなく、4月21日に区と局の職員で立入調査をこのために行っているというものでございます。
- **井上さくら委員** 事前をお願いした資料では出してもらえなかったもので、別に個人情報だとかに当たる部分は出さなくていいです。だけど、どういう形でこういうものが記録されているのかということが分かるように、この案件のね、黒塗りになってもいいから出してください。

その後の10月以降は、先ほど渡辺委員からも指摘があったけれども、法律改正があったのです。保育所等における虐待に関する対応が義務化されたということになっています。ということは、10月以降、10月の指摘、これらはそういう形で虐待が疑われる案件として扱っていますか。

- **渡辺保育・教育部長** 法律は変わりましたが、同じような対応でやらせていただいております。
- **井上さくら委員** 同じような対応というのは、だから法律が変わって、虐待の疑いがあると捉えた場合には、件数に入れなければいけない。後で出てくる児童福祉審議会の報告の中に入ってくるわけです。そういう案件にしましたかということです。
- **渡辺保育・教育部長** 該当する案件だと認識しております。
- **井上さくら委員** 後で児童福祉審議会の報告案件あるけれども、その中にこれは入っているのですか。
- **渡辺保育・教育部長** まだ終結はしていませんでしたので、私どもとして。次の議題になりますけれども、次の議題の附属案件で付議した案件につきましては、昨年10月から12月までに対応して、対応が終わったものについて報告してございます。対応が終わっていないもの、また1月以降のものについては、今後の虐待の担当部会のほうで諮って、お諮りして、件数を出していくということでございます。
- **井上さくら委員** 12月に口頭指導を行ったけれども、その時点で終結していないけれども、指摘があった案件には入っているんだと、10月以降。そうしたら、そういう位置づけで、まさに法律で位置づけて義務的に行われる調査であり、口頭指導なんだということを事業者、企業に示しましたか。
- **渡辺保育・教育部長** 特には示しておりませんが、改正前からいわゆる不適切保育については、ガイドラインに基づいて行っているというところでございます。
- **井上さくら委員** そうすると、春にやった4月の案件、事案①は終結したことになるのです、8月に。これはそういう件数に入っているのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 終結とはしていますが、その後、保護者の方からの求めに応じてやっていますので、4月からの継続の一連とした流れという形で考えております。
- **井上さくら委員** 相談があったり、指摘があったものが、法律で位置づいているプロセスどおり行われていたのかというのが、今、明確に事案①の対応は終結としたと、8月に。今日くれている資料にも書いてあるわけです。終結したという判断を局でしなければいけなかったわけではないですか、したと見えますよ。したけれども、その後、10月に話があったから、また継続にしたんだと。おかしいです、やはり。つじつまも合わなくなっています。4月からの案件は、保育所等における児童虐待が疑われる事案として扱ったのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 扱った段階では4月ですので、法律が変わったのは10月以降になりますので、対象とはならないのですが、私ども10月に再度受け付けておりますので、その部分で対象になると考えてございます。ちょっとややこしくて、分かりにくくて、申し訳ありません。
- **井上さくら委員** 少なくとも区や局の対応がきちんと国のガイドライン、法律が施行されたのは去年のちょうど10月なんだけれども、先ほどおっしゃったように法施行はされていないけれども、横浜市としては国のガイドラインに基づいて対応してきましたと言っているけれども、この件はそのようにされてきたのかというのが、はっきり言って裏づけが取れない状態なのです。少なくとも保護者や企業側は、そういうものとしては捉えていない。横浜市だけが。だから、結局虐待が疑われる案件として当初から取り扱っていましたでいいのですか。

- **渡辺保育・教育部長** 虐待かどうか、不適切保育に当たると思いますが、少なくとも園の中での対応はよくなかったというところに対応しているつもりでございます。
- **井上さくら委員** 言い方を変えてしまうと分からなくなってしまうかもしれませんが、もちろん最初から確定できません、調査に入る前には。だから、入ってみて、それは一番問題なのは虐待。しかし、虐待までにはいかないけれども、不適切保育。不適切保育でもないということもあり得るわけです。だけど、指摘や相談等で疑いがある場合には入りましょうというのがガイドラインではないですか。だから、そういうものとして扱ったんだということはちゃんと区局で意思決定しているのですか。
- **渡辺保育・教育部長** その対応で進めていくということで意思決定しております。
- **井上さくら委員** 分かりました。その資料を頂きたいと思います。そのことが少なくとも分かる資料。
先ほど申し上げたように、保育園の運営企業側からは全く違う認識が示されている。保護者からもそういうふうな調査をしていると思われていない。だから、言ってみたら、ここに書かれている経緯というのが横浜市側のストーリーと言ってしまうと、ちょっと言い過ぎかもしれないけれども、横浜市側の法律や国のガイドラインに基づいたらこういうふうにならなければいけなかったという、言ってみれば後づけの記載になっている。実際に行われていたことは、そうではない。少なくとも実態としてはそういうふうではないとしか思えないのです。
だとすると、今度、一応検証されると。児童福祉審議会の部会で検証されるというお話なんですけれども、検証とおっしゃっているけれども、保護者の方は、第三者による調査をしてくださいと言っているわけです。調査ということと検証ということとは、ちょっと微妙に違って、言ってみれば、こういう市側の認識というか、市側のストーリーで書いたものが前提になって、それを第三者というか、児童福祉審議会の方たちに見てもらって、これでどういう問題があったのでしょうかというのを聞くというのを検証とおっしゃっているのですか、局長。
- **福岡子ども青少年局長** 調査と検証の違いということをおっしゃっているのかもしれませんが、調査というところでは、一旦我々のほうでこの間、事実確認等進めてきたところです。まずは、我々が事実確認したこと、調査結果を、我々が調査した結果を部会の方にお示しした上で、これだともうちょっと足りないとか、こういうところが必要だということであれば、追加調査ということも当然あり得ると思いますが、まずは我々として既に持っている調査結果について、委員の皆様にお示しした上で、今後の進め方というのでしょうか、追加調査が必要であれば、当然それをしていくと。調査の実施主体も、部会の先生方直接、話、私たちヒアリングさせてくださいということなのか、あるいは市のほうでこうこうこういう形でやってくださいということについても、御意見を伺いながら進めていくということで考えております。
- **井上さくら委員** つまり検証というのは、既に調査を子ども青少年局として行い、結果を持っていると。それを二次的に部会の方に見てもらおうということをおっしゃったんですが、結果として、①、②、③、④の事案についてはどういう評価をしたという結果なのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 事実確認については、①と③と④については事実確認が行われているというところでございます。事案②の他の児童が乗ったというところは、事案が確認できなかったというところでございます。あわせて、事案①については、園からの保護者に当該事案の報告がその日のうちになかったということでございます。
- **井上さくら委員** 事実確認等、つまり横浜市は、法律では児童虐待なのか、あるいは児童虐待に当たらない

い不適切保育なのか、それとも全く関係ないものなのか、その評価はどういうふうにしたということですか。

- **渡辺保育・教育部長** まだこれから行っていくという認識でございます。
- **久保田企画部長** 今ちょっと御答弁しましたことに補足申し上げますと、今度の4月24日に第1回の部会を行います。企画部が所管する監査課が事務的な御説明などもして進めていくということでございますが、委員御懸念されましたような横浜市の一方的な、もしくは園の認識ということではなくて、そこは本当に中立的に進めていくということでございますけれども、まず今御質問ございました不適切保育ということについては、フォーマルな形で不適切保育ですと認定して意思決定したという形にはなっておりませんが、今、私ども手元に部会で説明する資料を持っておりますけれども、その時点で、立入調査の時点で不適切保育という形で記録は取っております。

それについては、先ほど説明がちょっと不十分でございましたけれども、立入調査、4月21日に行った時点で、当日14時半から17時半まで3時間かけて、区と局が合同で調査しているということでございますので、何かのついでにという形ではなくて、しっかりと調査という位置づけで行ったということはこの段階で申し上げられると考えてございます。

それについて、その後の対応の経過とか、その前段でどういうふうに進んでいったのかということについては、これから必要に応じて私どもも必要な資料をきちんと区からも取り寄せなどしまして、部会の中でお話ししていきたいと考えております。

- **井上さくら委員** こども青少年局の中では第三者的な立場である監査課がこの案件を事務局的にやりますということで、それは直接指導というか、やってきた保育運営課とかではないですよということは、そのほうがいいと思います。

ただ、先ほどよく分らなかったのは、調査して、事実確認は①と③と④に関して認めましたと。そうしたら、結局評価しないと駄目ではないですか。虐待なのか、虐待ではないのか。不適切保育という記録があると久保田部長がおっしゃったのは、この時点で不適切保育だと評価、認定したという意味ですか。

- **久保田企画部長** そのような認識ですから、その後、口頭での指導に至っているという形で我々は承知しています。
- **井上さくら委員** それは大分ちょっとこの間、私もやり取りしていたんですけども、そういう認識とあまり受け止めていないです。というのは、子供同士の話だと。だから、なかなか調査する場がないのですと。小学校に上がれば、いじめ防止対策推進法があるから、その法の対象になるか、ならないかという話だけでも、未就学だから、子供同士のいじめ案件は調べるところがないのですと。

だけど、そうではなくて、不適切保育というのは、大人の関わりの問題だから、大人の関わりが不適切、まさにそうだったと思いますけれども、子供同士の案件でなくて、大人の関わりとして、これは不適切保育だと評価して、最初、初動のときから評価していたのですか。

- **渡辺保育・教育部長** まず、子供同士のトラブルにつきまして、直接虐待のガイドラインではないのですが、ネグレクトの中にもいわゆるほかの子供による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置するというのがガイドライン上も要はネグレクトに該当するということですので、私どももそれに基づいて対応は行っているという考えでございます。
- **井上さくら委員** 渡辺部長がお答えになると、微妙によく分からなくなるのです。だから、ネグレクトと

して考えれば、これは不適切保育だから、大人の関わりに問題があったと。だけど、そういうふうに見たのですかと、①の時点でと言っているのです。だから、不適切保育と見たのですね、この時点で。

- **渡辺保育・教育部長** 4月8日の立入りの段階では、その観点から判断しております。
- **井上さくら委員** だから、そういう観点から立入調査しましたと、疑いがあるものとして。結果、評価としては、①、③、④はどういう評価を下したのですか。
- **渡辺保育・教育部長** ②の他の児童が乗ったというところは事実確認できませんでしたが、①の死ね、ばか、嫌いというところの手紙のところについては、保護者に早期に話をして、連携すべきだということ、③と④については、発言はありましたけれども、園のほうでも対応しているということで、評価としては一定対応済みという認識でございます。
- **大岩真善和委員長** 井上委員、多分この内容の話と、またもう一つ話があると思うので、よろしくお願います。
- **井上さくら委員** 今のお答えも非常にやはり分かりづらいんですけど、①は、保護者に説明すべき案件であったという指摘で、口頭もそう言ったんだという話だけでも、だから結局虐待ではないという判断をしたということですね。①も、それから後から分かったという話になっているけれども、ずっと継続して起きているわけです。だけど、それに対して園の対応がきちんとされていないのだったら、ネグレクトに当たる可能性もあるわけです。でも、おっしゃったようにネグレクトは児童虐待なんだけれども、ネグレクトに当たらないと判断したのですか。
- **久保田企画部長** 資料の3ページに参考1のところに書いてございますけれども、今回保育所における、先ほど渡辺のほうから御説明申し上げましたような児童館のトラブルを放置したようなものが虐待に当たるというものの改正児童福祉法、施行10月になります。
そういった意味で申し上げますと、立入調査をした時点、4月の時点では、この法がまだ未施行でございますから、その時点で虐待という認定はしていないと私は今認識しております。そういった意味で現在、今回このような形で保護者の方から申入書なども頂いた時点では、明らかにこちらの法施行がございましたので、その改正後の法律に基づきまして、今回保育所における虐待が疑われる事案ということで今回お諮りするということで、こちらの資料で御説明しているとおりでございます。
- **井上さくら委員** 簡潔にはしますけれども、そうすると10月以降の間に関しても、評価を持たなければいけないのです。調査した事実は認めただけで終わっていいわけではないではないですか。今日の出してもらっている資料のまとめてある資料2ページのところでは、去年の11月、立入調査、口頭指導、その後、保護者から求められているけれども、1月7日、局から保護者へ改めて調査を行う予定はないと回答しているのです。ということは、この時点で当然評価を持っているから終結していると思えないではないですか、保護者からすれば。終結して、当然事実が分かったというだけでなく、評価がなければ、終了なんかできるわけではないではないですか。だから、どういう評価したのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 1月5日につきましては、保護者の認識の相違という点で、特に事案②の児童の上にはほかの児童が乗ったというところについて、保護者はそういう事案があったというところですけども、私どもとして、事実確認ができなかったというところのお答えについて、改めての整理を要望されているというところでございます。ただ、保護者のほうから具体的に今まで提供いただいた資料に加えて、新たな逆に言うと園に確認できるようなものがなかったの、私どものほうからは、そういうものがない状況では調

査を行う予定はなかったという形で回答させていただいているものでございます。

- **井上さくら委員** 申し訳ないけれども、とても支離滅裂になっていると思います。保護者には予定はないと、調査しないんだ、これ以上と言ったら、終結と思うではないですか。もう対応してくれないんだと。しかし、今のお話だと、事実は認定したが、評価はしていない、評価はこれからなんだ、でも保護者にはもう調査はしない、こんなことありますか。局長、おかしくないですか、この対応。

- **福嶋こども青少年局長** 今回、保護者の方ともいろいろやり取りをこの1年以上、してくる中で、こういう状況になっているわけなのですけれども、我々も区の対応、あるいは我々局としても対応してきた部分と、あと委員からもお話ありましたけれども、事業者の認識がまた違ったり、私も今日新たに知った部分もあるのですけれども、我々としては一定事実確認はできたと、少なくとも今日のこの時点では、この委員会始まる時点で私はそう思っておりましたので、こういう資料の作りになっておりますけれども、ただまたちょっと事業者の認識が違うということもありましたので、そこは改めて私の責任の下、ちょっと事業者のほうにも事実確認した上で、そこは厳正に対処したいと思いますけれども、いずれにしても、今の評価とあったところで、それが虐待に該当するかしないかといったところで、まだ評価していないのは事実です。

ただ、私、前回の委員会でも申し上げたと思いますが、いろいろ事実を確認する中で、これは少なくとも不適切保育には該当する事案だろうといったところでは、私自身もそう思っていますし、区も初動体制の時点でそういうことは認識があったと。ただ、これも本日の最初のほうの答弁で申し上げたかもしれませんが、一方で、それが保護者の方に伝わっていなかったとか、それが表現の問題なのか、結局記録が残っていないとかという話になってしまいますので、ここではあえて議論はしませんけれども、そういったところで認識が異なっていたところも事実ですので、そこは改めて今後検証委員会でも進めていきますし、事実は明らかになっていくのだらうと思いますけれども、我々局としても、改めて今日分かったことも含めて、そこはしっかりもう一度確認した上で対応といえますか、評価も含めて考えていきたいと思えます。

- **井上さくら委員** 評価はこれからというのがそもそもおかしいでしょう。事実認定はしているけれども、評価はしていないと。事実認定したのが去年の11月です。今、4月なのに、児童虐待であるのか、児童虐待ではないのか、ネグレクトなのか、そうではないのか。少なくとも不適切というのは、児童虐待でないものも含んでいるのか、児童虐待か否かの判断がなければ対応できないではないですか。それを今までやってなくて、それで事実認定したところまで、部会に検証してもらうのもおかしいですし、私、非常に思うのは、結局いろいろ不都合とか、不手際があったと思えます。

やはり国のガイドラインに基づいていなかったり、少なくとも保護者と私も話をしたら、最初からそもそも不適切保育とか、あるいはネグレクトということの可能性は、区の段階ではとてもそれを入れていたと思えない対応しています。だから、最初から児童虐待疑いという扱いをしないで対応している。結果、その後、問題が積み重なっていったから、後から、最初から国のガイドライン、虐待が疑われる案件に対するガイドラインに沿ってやっていたと後づけで自分たちの対応を合理化していると見えます。そういうふうの後づけで合理化するって、教育委員会はよくやるんだけど、こども青少年局までそういうことやっていたら、よくないと思う。

こういう今のようになつじつまが合わないところを自分たちなりに合理化したものを経緯ですと言って、検証してくださいとやるのでは不十分だと思います。保護者は、だから調査を求めている。それは最初からヒアリングも含めて、第三者の先生たちにやってもらいたいと言っているわけだから、既に書いてしまったも

のを前提にした検証ではなく、保護者に直接専門家の方たちからヒアリングしてもらう。企業のほうにも、ちゃんと横浜市が書いたフィルターを通したのではなくて、直接調査、ヒアリングして、第三者的になくなってしまふけれども、調査とすべきだと。意見で申し上げておきます。

- **福島直子委員** 私も中区の方ということもありますし、当該児童の方、また保護者の方にお見舞い申し上げるといふのか、本当に心を痛められたことについて、私も心を寄せたいと思います。

今、井上委員のところではいろいろやり取りもありましたのですけれども、私もこの経過を拝見していると、やはり大きなところが、一つは、5月12日に発信したメールが保護者の方が届いていなかったのか、読んでいなかったと、認識していなかったというところから、随分月日が、3か月ぐらいたってしまつて、3か月たつて、区と局で事案を終結という形で考えているかと思うのですけれども、その辺の経緯が非常に残念といふのか、こういうことがあつてはならないということを感じました。

前回の資料請求でということ、民間保育施設・事業所に対する運営指導マニュアルというものを頂戴しましたけれども、これを拝見しますと、事細かにこうした事案に対する対応の仕方が規定されていて、これにのつとつて対応されているんだということは、一連確認はさせていただきましたけれども、メールにつきましても、こうした今の評価、先ほどの評価の問題ですけれども、この段階では区と局も相談されたのでしょうか。口頭指導ということで、認識、段階がいろいろ、レベルがいろいろありますけれども、口頭指導という事案だと認識されて、そして5月12日の内容を保育所と保護者の方で話し合つてくださいといふことをお伝えしたいというメールを送っているわけなのですけれども、これがメール、または電話でという口頭指導については、伝えた方がマニュアルの中では規定されていて、それにのつとつていふと、のつとつていふのですけれども、そこから5月から10月7日に新たに事態が変わつていくところまでおかしと思わなかつたといふ、お忙しいといふこともあるのでしょうかけれども、そこが非常に残念です。

昨今いろいろなやり取りでメールといふのは多用するのですけれども、まれにこうした受け取つた、受け取つていなかったといふことが発生してしまうので、やはりこうした子供の非常にデリケートな問題については、大変お忙しいと思ひますけれども、マニュアルを見直すなどして、慎重な通信の確認といふものも行つていくような変更もしていく必要もあるかと見ています。

10月に法律が改正されたといふことで、大きくこれから取り扱ひ方といふのか、対応の仕方は変わつていくと思うのですけれども、そうしたことも踏まえて、また専門家の皆さんの部会の議論といふものも踏まえてかと思ひますけれども、現在使つている指導運営マニュアル、最終は令和6年8月修正といふことですが、これを今後見直していくようなことや、それから対応の仕方といふのをもう一度精査していくという準備は始めているのか確認させていただきたいと思ひます。

- **渡辺保育・教育部長** まず、メールの確認については、まだ今時点ですけれども、私どもとしてもやはり再度の送付など、基本的に再度の確認のメールの送付、状況についての確認の送付などすべきだつたと思ひてございます。この点などについては、マニュアルの改定を待たずに、区のほうともちょっとやり方については修正していくといふところは直ちに行つたいと思ひてございます。あわせて、今回の件も踏まえて、マニュアルとして反映していかないといふところにつきましては、部会の委員の方たちの意見も参照に速やかに変えていきたいと思ひてございます。

- **福島直子委員** マニュアル主義といふのもどうかと思ひわけですけれども、こうした事案、保育園に通つている児童の皆さんも、こういういじめといふのか、児童間のいろいろなトラブル、それを主に指導する保

育者の皆さんの対応ということが今回の場合も大変大事だったのだらうと思うのですけれども、こういうことについて、新たな法律の改正もありますことから、新たな認識の下に保育を行っていただくということが大事になっていくと思うのですけれども、この点についての今後の取組というのはどのように考えられているのか教えてください。

- **渡辺保育・教育部長** マニュアルとして私ども行政がやるべきことだけではなくて、園としての対応として、今後どのような対応がよかったかというところにつきましては、園のほうにも情報を提供させていただくなどして、周知を図っていきたくと考えてございます。
- **福島直子委員** PTSDということが大変に重く受け止めなければいけないことだと思うのですけれども、お子さんが成長されていく過程では、こうしたことが克服できていくように願うところであります。しっかりとまた経過を報告していただきたいと思いますので、今日のところはこの程度で終わらせていただきます。
- **藤崎浩太郎委員** 今、細かい事象についての御確認、質疑なんかもありましたので、ちょっとその前提として、少し大きな部分ですけれども、先ほど来、法律に基づいた話とか、ガイドラインとか、不適切だったのかとか、虐待だったのか、そういう事実認定の話、非常に重要な話だと思いますし、その一方で、横浜市子ども・子育て支援事業計画、改めて読むと、いろんな事業とかにも寄り添うという言葉が出てきます。
特に根本的な重要なところとして、第3章、本市の目指すべき姿と基本的な視点、そこの第1、目指すべき姿、そこを読んでいくと、子供自身の思いや意見を大切にしながら、子供や子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、温かく寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていくことが不可欠ですとか、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、一人一人の健やかな育ちが等しく保障され、子供の最善の利益が実現される社会を目指しますと書いてあるのです。社会なので、もちろん行政の皆さんも含んで書いていらっしゃる目指すべき姿なのではないかと思うのです。
そういう視点で言うと、法律がどうかとかも重要だし、ガイドラインがどうかも重要なのですけれども、皆さん自身が、我々と共にだと思えますけれども、目指すべき姿として示した寄り添う姿勢とか、子供の最善の利益というものをちゃんと区役所の職員まで捉えられていたのかと思うわけです。それができていれば、子供が死ぬだ何だ言われて、保護者の気持ち考えて、当事者の気持ち考えなければいけないはずですし、その上で対応していたのだらうかと。そこをまず私は確認したいところです。ちゃんと職員の皆さん、できていたのかどうかで、この動きを、この経過を見て、皆さんがつくってきた目指すべき姿に沿った対応ができていたと評価できるのかどうかをまず聞かせてください。
- **福岡こども青少年局長** こういう状況になっている以上、その意識が一人一人十分持てていなかったと言わざるを得ないと思いますし、そこはまさに私としても、あるいは今後区ともしっかりまずは子供にとってということ、今読み上げていただいたわくわくプランの大前提となる部分ですので、そこを持った上で、今回の保育のことももちろんそうですけれども、ということを改めて職員の中で共有して徹底していきたくという姿勢を考えています。
- **藤崎浩太郎委員** 本当そこが大事だと思います。法的に存在しないことでも、子供が困っていれば、何とかしたいではないですか。というのが皆さんの仕事の範疇だということを、この姿勢に書いたのではないかと捉えるわけです。法律に従ってと書いていないわけです、法律の範囲内で目指すべき姿に入れていないわけですから、法律がまだ対応できていないのであれば、皆さんがしっかりと支えて、横浜だけでも独自のルールをつくっていくとか、そういったことまで考えられる仕事をしていただきたいと思います。

そういう意味では、先ほど来いろいろありますけれども、5月12日の対応というのが、その後の8月の記載も含めて、非常に行政、区役所のほうが受け身だったのではないかと感じます。十分に伝わらないから、自分で言ってくれと。言われたほうは、突き放されたと捉えられてもおかしくないのではないかと感じます。困っているから区役所に対応を求めて、区役所からは自分でやってくれと言われたのであれば、細かい話、私は保護者の方と会っていないから分からないですけれども、この文面だけ見ても、突き放されたと思ってもしようがないでしょうし、3か月ほどたって、保護者から新たな要望や園からの相談はなかったと。3か月何もなかったから、何もしませんということは、対応した職員の人はどういう気持ちでやっていたか分からないですけれども、大丈夫だったのだろうかとか心配にならないかと思うわけです。

この話聞いて、ちゃんと園に言ってくれと言った後に、メール、返事ないけれども、ちゃんと保護者の人、園に言えただろうかと、園が理解してくれたのだろうかとか、その後、子供は大丈夫なのだろうかとか、職員の皆さんの仕事ではないのかもしれないけれども、そういう思いを寄せられるようなことがやはり寄り添うということなのではないかと感じました。

そういう意味では、なぜこの3か月、さっき議論あったのかも、ちょっと私もいろいろ考えながら聞いていて、分かりづらいところもあったけれども、3か月、職員の人はメールの返信がなくて、職員ないし上司の人たち、3か月本当に何も心配しなかったのだろうかということもすごい聞きたいところです。把握されていないかもしれないけれども、どうだったのですか、3か月間、何も心配なかったのですか。

- **渡辺保育・教育部長** 正直どういう気持ちだったかということは把握していませんけれども、後々の外部評価の中でもその部分は確認していきたいと考えてございます。
- **藤崎浩太郎委員** 本当にトラブルが起きた以上、こういう問題になった以上は、さっきつじつま合わせみたいな話もありましたけれども、率直にそのときの職員の思いとかも明らかにしていく必要があるのではないかと。そうしないと、次の制度、職員がどういう気持ちで仕事に臨めるかどうか、ないしはどういう気持ちを保護者や当事者の子供たちが持つかどうか、この理解なくして、幾らマニュアル等作ったところで、寄り添えないと思うということです。

そこは職員の考えが間違っていたのであれば、当該職員のみならず、同様に各区で仕事に当たる職員の皆さんが考えをもうちょっとしっかりと持てるように、何が必要な対応なのかとか、マニュアルの中で書き切れない人の気持ちみたいなものをどうやって捉えられるかというのは、今後しっかりと取り組んでいただきたいということで、その点は要望しておきます。

最後にしますけれども、こども青少年局の皆さん、教育委員会レベルで言えば、暴力行為の低年齢化というのが近年問題になっているのは御存じの方も多いと思います。小学校における暴力行為、低学年における暴力行為というのが問題になってきていて、対応経過、保護者の方からも、港区の案件も出ていますし、ちょっと調べると、令和6年の国会の質問主意書の中でも、衆議院の質問主意書でも幼稚園における、幼稚園の話ですけれども、いじめ対策というものの必要性が質問として出されているのです。あまりいい答弁は出ていないのですけれども、質問主意書においては。

令和6年、7年とか、そういう話の中で、これからますます保育園、幼稚園におけるいじめ問題というのが、これから増えていく可能性も考えなければいけない事件、問題、トラブルだったと、今回の横浜のいじめはこれが入り口で、今後もっとたくさんのいじめ事象が発生する、ないしはこれまで把握されていなかったけれども、存在してきたものが幾つもあったのではないかということをつめる必要があると私は感じまし

た。

そういう意味で、教育委員会の手法を共有していくということも重要でしょうし、そもそも暴力行為やいじめ行為が低年齢化していくこと、なぜ生じているのかをしっかりと分析していく必要もあるし、そういうことをしている人がいれば、その専門家からも話を聞いていく必要があると思いますし、既にほかにどれだけ起きているかの把握も必要なのではないかと感じますが、今後、暴力の低年齢化、ないしは幼児における暴力行為の顕在化についてのこども青少年局としてどう取り組んでいくかの課題感や方向性あれば教えてください。

- **福嶋こども青少年局長** 本当にここ最近になって、特に低年齢化というお話がありましたけれども、保育所であったり、幼稚園でそういう話私も確かに耳に入ってきます。これまでは未就学の子供たちは、他者の気持ちを推しはかる力であったり、行為の善悪というのですか、よしあしを社会的な規範として理解する力というのが当然まだ未発達な状況の中で、子供同士の関わりがあつて、それが近年のいろんな状況もあつてということだと思いますけれども、そういういじめという、外形的にですね、という状況があるのだろうと理解しています。

一方で、保育現場の日々の生活であったり、集団生活の中で子供たちに関わることで、それをいい方向にということでしょうか、社会性を育むとか、人間関係を築くためにはこうやっていくんだということを尽力してもらっているわけなのですけれども、なかなかこれまでのやり方では恐らく対応できないだろうというのはおっしゃるとおりだと思います。

そういう意味では、そういう未就学児の特性ですとか、あるいは成長、発達段階にあるということも踏まえた上でということにはなりますが、実際教育委員会での取組ですとか、あるいは保育現場等でのその辺の子供の関わり方の近況の状況ですとかといったところは、我々こども青少年局、区としても、改めて把握した上で、対策、対応を考えていく必要はあると思いますし、それがひいては子供の安全・安心ということですから、健やかな成長につながっていくと思いますので、そこについてももしっかり進めていきたいと思っています。

- **鈴木太郎委員** 私は今日質問するつもりはなかったのですが、先ほどの井上委員のやり取りでちょっと気になりましたので、教えていただきたいのですけれども、法人側が口頭指導を認識していなかったということが非常に疑問に感じるのですけれども、その話を少し伺う前に、そもそも今回の中での立入調査と指導監査は位置づけが全く異なるものなのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** マニュアルに沿って立入調査を行って、その結果に基づいて、指導を行うという流れになってございます。
- **鈴木太郎委員** いわゆる指導監査の場合、一般指導監査、定例で行っているかと思いますが、指導監査というのは一般指導監査と特別指導監査に分かれていると思うのですけれども、そうした文脈でお話ししたときに、今のお話ですと、事案が生じてマニュアルに基づいて立入りをした段階で指導監査と同様の位置づけになっていくということなのですか。
- **渡辺保育・教育部長** おっしゃるとおり、要は保護者からの相談があった段階で指導監査として行っていくという流れでございます。
- **鈴木太郎委員** 指導監査が行われると、確かに文書指導、口頭指導、助言指導という形だと思いますけれども、そもそもの話になってまいります。今回のような事案にかかわらず、一般指導監査の場合でも、本来指摘事項があれば、口頭指導、助言であっても、後に文書が発出されるというのがルールではないかと思

います、運用上は実際現場では文書が後に発出されない形で指摘が行われるということがありますか。

- **渡辺保育・教育部長** 実際として、口頭で行うことはございます。
- **鈴木太郎委員** そうすると、恐らく指導監査にも要綱があるかと思うのですが、要綱上は今申し上げたように口頭指導であっても、後に文書が発出されるはずですが、今回それも行われていないということですか。
- **福嶋子ども青少年局長** 先ほど渡辺が答弁差し上げた部分、一部ちょっと訂正させていただきたいと思うのですが、今回立入調査をしておりますが、指導監査には切り替えておりません。ですので、今、委員おっしゃっていただいたような文書での発出、指導監査として行えば、今おっしゃったとおり、そういうルールで実施しております。
- **鈴木太郎委員** その辺はルールというか、運用プロセスみたいなことは、それぞれにはっきりしていただいたほうがいいかと思ったり、だから話がそれてしまうのですが、指導監査においても、もう少し明確な位置づけがされるべきではないかと思ったり。要するに文書が発出されない中で現場での指摘は数多くあるのではないかと考えていて、そうするとそれに対する対応状況はどういうふう把握するかとか、言いつ放しになってしまうのではないかという危惧ですが、それに対する例えば法人内での対応をどうするかとか、そういうルールも恐らく異なるわけです。恐らく理事会の中で口頭による指摘も報告する法人もあれば、それが行われない法人もある、そういうことではないかと思うのです。
ですから、それほど重たいことをやられているのであれば、なおのこと、運用のルールを明確にすることが大事ではないかと。今日のお話を伺っていると、そういうことを感じてしまうものですから、その点は今回の事案にとどまることなく、全体の重大事案が発覚というか、リスクを検知してからの対応ということではなくて、通常の運営に対するガバナンスの在り方みたいなことは、これを機に一度振り返っていただきたいと思っておりますので、その点は要望しておきます。
- **大岩真善和委員長** それでは、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 附属機関の開催状況について

- **大岩真善和委員長** 次に、附属機関の開催状況についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- **福嶋子ども青少年局長** 附属機関について、令和7年4月21日から令和8年4月21日までの開催状況を御報告いたします。
お手元の資料を御覧ください。
1、附属機関についてですが、表中の1の横浜市児童福祉審議会については、令和7年11月10日ほか1回開催し、下段に記載のとおり、横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和6年度の実施状況や児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件の報告等を行いました。
2ページ目、御覧ください。
2の横浜市子ども・子育て会議につきましては、令和7年8月20日ほか2回開催しております。
2の下段に記載のとおり、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における各施策・主な事業等の令和6年度の実施状況について点検・評価を行いました。また、第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画であるこども、みんなが主役！よこはまわくわくプランにおける新たな点検・評価方法について審議を行いました。

た。

3、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会については、令和7年6月2日に開催し、下段に記載のとおり委員長を選出するとともに、令和6年度の分科会の実施内容と令和7年度の予定について報告を行いました。

3ページ目、御覧ください。

2、指定管理者選定評価委員会についてですが、表中の1、横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会、2、横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会、3、横浜子ども科学館指定管理者選定評価委員会及び4、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会については、指定管理者の選定期等該当しないため、未開催でございます。

御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **大岩真善和委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **古谷靖彦委員** 附属機関の開催されて、児童福祉審議会開催されています。一時保護所の盗撮事案について大きな問題になったことについて審議がされたと書かれています。その際、様々な対応策を考えられて、対応されていると思うのですけれども、一時保護所、いわゆる今、宿直業務だと思うのですけれども、宿直業務に関わる人員というのは増えたのか、減ったのか、伺います。
- **秋野子ども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 一時保護所なのですから、今回、国の条例に基づいた基準に基づいた配置になっておりまして、令和7年度に比べて基本的に増えたという状況になってございます。当然宿直勤務もそれに応じてという形になっております。
- **古谷靖彦委員** あの際、マニュアルなんかも改正して、見せていただいたのですけれども、本当に研修を追加したり、マニュアルを増やしたりというところになると、現場のほうがまた厳しい状況になるというのは想像するところなのですから、そういうことをカバーする体制に今はなっているのですということでしょうか。
- **深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長** 先ほども説明させていただきましたように、現場の職員、保育士、児童指導員増員しておりますし、あと今年度については体制強化ということで、一時保護所の担当課長を配属しました。特に夜間指導員への研修、これまで係長のみが担っていたものを、課長も今後研修を積んだ上でになりますけれども、課長も同様に実施していく体制となっておりますので、昨年度と比べて、より充実した形で体制を組んでいる状況になっております。
- **古谷靖彦委員** 現場見せてもらったときも、本当に大変な過酷な現場だということもよく分かりましたので、それはぜひちょっと引き続き改善願いたいと思うのですが、ちょっと個別のことを1点だけ、その際、いわゆる今回犯罪の温床になったのが携帯のことなのですから、私物携帯の置場がないという話が、まさに今、深海部長がおっしゃった中央児童相談所がまさにそうだったと思うのですけれども、今どうなっているのでしょうか。
- **深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長** 中央児童相談所につきましては、4月1日に東部児童相談所開所に伴い、分割して、中央児童相談所内にスペースが広がりました。それで、今、スペース広がった部分、一時保護所の内部ではない場所に一時保護所職員のロッカー室等を今設置している最中でございます。その上で一時保護所内のスペースをつくって、そこにスマホ及び貴重品等置場を設置する予定になっております。

- **古谷靖彦委員** 分かりました。つまり今はないという話なので、これも対応としてはやはり遅いし、東部児童相談所も視察させていただいたのですけれども、本当に一時保護所の休憩室が狭いと、新しくなったのにこんなに狭いのかというのはちょっと愕然としたのです。さらに、中央児童相談所はもっと厳しい状況だと思いますから、この処遇の在り方というのは、ちょっとよく見返してもらいたい。基準等々が合っているのですか、これ。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 休憩室等についても、基準は満たしている状況であります。ちょっとスマホロッカー等について補足いたしますと、一応中央児童相談所はレイアウト変更の関係がございましたので、ちょっと遅れている部分はあるのですけれども、ほかの児童相談所はスマホロッカーを購入して設置しているところ、それからスマホロッカーではなくて、個人別のレターケースみたいなものに入れて運用しているところもございまして、一応スマホを外に持ち込まないということにはなっております。
- **古谷靖彦委員** 基準がないということにもちょっと私はびっくりする。基準が合っていますと言われたら、あれで合っているのかというと、本当の過酷な職場だと思いますし、横浜市というのは、他都市に比べても児童相談所を運営している経験であるとか、あるいは規模であるとかというのは大きいわけですから、やはりもう少し働く方々がどういう状況に置かれるのが適切なのかというのはちょっとよく考えてもらいたいと思います。
- **井上さくら委員** 御説明いただいた附属機関の中で、今ありました児童福祉審議会のことで伺います。資料にあるように、今、盗撮事案に関しては特に報告書についての報告だとか、あったんだと思います。今、現状を伺いましたが、私からもその後の再発防止策の進捗です。3月にも常任委員会でお聞きしていますけれども、その時点でまだ結論の出ていなかった一つは夜間の体制の問題、国の基準に合わせて増やしていますという話がありましたけれども、結局夜勤なのか、宿直なのか、今、過酷な労働条件ではないかという話もありました。
- それぞれに一長一短あるのかもしれないけれども、今、宿直と言いながら、私も中央児童相談所とか見せていただいたけれども、結局子供たちが寝ている部屋の前の廊下に夜間指導員は布団を敷いて寝てもらおうと。それは事実上、そこを見張ってというのとは違うのかもしれないけれども、やはり仮眠よりは仕事のためにそこにいてもらっているわけです。そうすると、宿直ではなくて、実態としては夜勤なのではないかと思わざるを得ないのです。それらのことについては検討ということだったんですけども、その後どんなふうにと検討進んでいるのでしょうか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 現在、夜間の入所状況等も含めて、他都市ですとか、民間施設の取組について調査していきまして、引き続き勤務体制の在り方を検討しているところでございます。一時保護所の定員超過ですとか、保護期間の長期化をどうしていくかということも含めて、併せて検討しているところでございます。
- **井上さくら委員** 検討ばかりで、新年度に入ってからでも検討だと、いつの時点で結論を出すのか。それで、何がネックになっているのかということが少し整理されないと、結局検討、検討と言って、できません、そのままなのかとなってしまうのですけれども、そこは何がネックだと考えているのですか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 今、やはり人材の確保というのが非常に難しくなっているというところは非常にネックでございます。例えば会計年度任用職員が募集しても、欠員が出て

しまうという状況もございます。そういったことも含めて、どういう勤務体制の在り方がいいのかということも検討していく必要があると考えております。

- **井上さくら委員** 率直に言って、もちろん人材が足りないというのはあると思いますが、宿直か、夜勤かでは、かかるお金が変わると思うのです。夜勤だから、夜勤のお金が発生する、宿直だったら、そうではない。でも、むしろ人材が足りないというのであれば、きちんと夜勤として賃金を払うということのほうが、就労環境というか、待遇は少しよくなる、環境は同じだったとしても。その意味では、例えばお金の話なのであれば、それはむしろちゃんと待遇改善して、来てもらうということのほうがいいのではないかと思うのですけれども、違うのですか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** もちろんそういったこともあると思いますので、そういったことも含めて、どういう勤務体制がいいかということを経営的に検討していくということになるかと思えます。
- **井上さくら委員** 佐藤副市長、やはりそこはお金の話もあると思います。やはり人手が足りない、これはどこでもそうなんだけれども、子供関係、教育関係、非常に大変な条件もある中で、待遇改善、直接言えば報酬をきちんと上げて、条件をよくするということは必要ではないかと思うのですけれども、これは予算というか、横浜市全体の考え方にもなるので、副市長にちょっと待遇改善に関して伺いたいです。
- **佐藤副市長** 今、部長のほうからも答弁ございましたように、やはり適切な環境の中で業務を行っていくということ自体は、対象となる子供たちへの処遇改善であるとか、そういったものにもつながっていくということは認識しております。一方で、人材の確保という観点からの課題もございますもので、そういったところも全体含めまして、総合的に検討していく必要があるかと考えております。
- **井上さくら委員** 人材確保のためならば、むしろきちんとお金をつけるべきだと思うのです。横浜市全体としてどこにお金を使うべきかということを経営判断しているのかと思うのです。だとすれば、優先順位をしっかりと子供のためのところに振り向けていただきたいということを申し上げておきます。

それで、もう一つ、ちょっと盗撮事件と別なのですけれども、先ほどの不適切、あるいは児童虐待が疑われる保育の関係に関連しますが、児童福祉審議会で、こうした法改正によりまして、児童虐待が疑われる案件等に関する部会を設けることとなったということです。これについてちょっと御説明と、それからどこまで現状でどういう報告がなされているかということをお説明ください。

- **渡辺保育・教育部長** 法改正に伴いまして、認可保育所等で行われました虐待について、児童福祉審議会のほうで報告するというので、保育所等における虐待担当部会というものを新たに設置してございます。第1回につきましては、先月3月18日に第1回を行いまして、令和7年10月から12月の期間に通報とか、相談を受けて、事実確認を実施して、虐待の有無の判断を終えたものの合計で22件について報告してございます。
- **井上さくら委員** 3月18日に新たな部会の第1回をやったということだけれども、ここには書かれていないのです。それは親会というか、福祉審議会の開催だけが書かれていて、部会はここに書いてないから、書かれてないけれども、実際に3月18日に初回が行われ、そこで先ほどあったように昨年10月1日から法改正されたから、実際半年たっているだけだけれども、10月から12月の3か月分について、法律に基づく報告が行われたということですか。
- **渡辺保育・教育部長** 確認して虐待の有無の判断を得たものの報告になります、10月から12月分に関して。

- **井上さくら委員** では、判断を終えたもの、もう一回数字をちゃんと出してもらいたいたいんだけど、10月から12月の3か月で判断を終えたものの通報件数、それから対応件数、要対応件数、そのうち虐待に該当したもの、そうでないものというののちょっと数字を出してください。
- **渡辺保育・教育部長** 施設の種別ごとにお答えさせていただければと思いますが、まず保育・教育施設につきましては、通報が26件ありまして、複数の通報から同じ案件もありますので、要対応として行ったものが21件でございます。そのうち、虐待として該当したものが3件、いわゆる非該当というものは18件ですけども、18件のうちの7件については虐待と言えず、不適切な行為ということで報告を行ってございます。もう一つ、放課後児童育成事業につきましては、通報件数が1件に対して、要対応件数が1件、虐待の該当として1件という形で報告させていただいております。
- **井上さくら委員** そうしますと、通報は例えば一つの園に関して2件とかがあると27件ということなんでしょうけども、箇所数で言うと22の施設に関して虐待疑いの通報があり、そのうち4件、保育・教育施設、保育園、幼稚園とかが3件で、放課後児童育成健全事業が1件で合わせて3件ありましたと。虐待に該当するものというのは、こういった内容のものだったのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** ちょっと詳細は控えさせていただきますけれども、いわゆる身体的虐待については3件になります。いわゆる心理的虐待については1件という形でございます。
- **井上さくら委員** これらは横浜市としてはどういう指導とかしているのか伺います。
- **渡辺保育・教育部長** 保育・教育施設のところになりますけれども、案件を受けて、文書指導等行って、私どもとしても定期的に改善の状況について確認しているところでございます。
- **井上さくら委員** これはちょっとその内容について、私も資料請求したんだけど、なかなか真っ黒なのが出てくるわけなんだけど、また全部も出てこないんだけど、まだ頂いてない部分もあるけれども、かなり子供、特に小さいお子さんに対しては、これはなかなか本当に子供にとっては大きな傷になるのではなかろうかと思われるような案件が出てきています。これは文書指導したということだけでも、横浜市として、こういうことがありますということは公表しないのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 本市として公表するということ自体は今のところ考えてございませんが、再発防止という点で園の行為の概要とか、こういう改善を行っているところについては、今後事業者に対して周知を行うことは検討してございます。
- **井上さくら委員** 事業者に対して周知というのは、公表なのですか、公表ではないのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 公表につきましては、事業者に対して、まず案件の概要を説明するということと考えてございます。あわせて、一般的な公表というところはまだ検討しているところでございます。
- **井上さくら委員** 法改正に基づいて設置された部会ですから、他都市などでは児童虐待もそうだし、それから不適切保育という話の中でも報道がされたり、その場合、園の名前までは出さないけれども、こういう事案があった、それで再発防止はこういうふうにするということを行政として発表しているケースもたくさんあります。

その中で、当該の園や施設は当然ですけども、それ以外の事業者も緊張感を持つし、それから保護者たちも、もしこういうことがあったらちゃんと対応してもらえるんだ、あるいはこういうふうに申し出ればいいんだということの中で、信頼感とか、安心感とかつくれると思うのです。

だから、事業者に周知してまいりますではなくて、やはりどういう事例があって、それに対して横浜市は

こういうふうには再発防止してまいりますということは、市民に向けて公表すべきではないかと思うのです。それは局長、どうでしょうか。

- **福嶋子ども青少年局長** 前にも一度こういう議論あったかと思いますが、今回法の趣旨もそうですし、再発防止、あるいは市民の方に対して見える化といったところも大事だと思っていますので、どういう形でどういう公表していくかというのは、先ほど渡辺が申し上げましたが、考える必要はありますが、公表ということは何らかの形で必要だと思っていますので、その方法等については検討していきたいと思います。
- **井上さくら委員** 法律上は、県には出さなければいけない、県の児童福祉審議会かな、それから県に対して。県のほうでまとめて公表するということは、これは法律上、県がやらなければいけない。今、局長がおっしゃったのは、法律で義務づいている範囲の話なのか、それともそれ以上に横浜市として出していきましようということなのか、そこはどうなのでしょう。
- **福嶋子ども青少年局長** 県の提示する範囲はもちろんですけども、それ以外の部分についてもどこまでやったほうがいいのかといったところも含めて、まだそこまで議論が詰まっていませんので、この場ではお答えできない部分はありますが、それも含めて、対象外となっている部分についても併せて検討の対象にしていきたいと思います。
- **井上さくら委員** これはやはり特に横浜市は規模も多いです。それから、県と同等というか、実質上、横浜市で完結して指導とか、認可も含めてやっているわけですから、横浜市として特に虐待と認定されたケースに関しては、どういうものがあって、再発防止はこうだということを公表すべきだと思います。
先ほどから法律ができる前から横浜市はガイドラインに基づいていますとおっしゃっている保育所、幼稚園等における虐待防止、発生時対応等に関するガイドライン、こども家庭庁が作ったものでも、虐待と判断した場合には、行政の透明性確保という観点から、事案の公表を基本とした上でいろいろ判断すべきだと書いてあります、このガイドラインに。
だから、それは法律で最低限県のほうで公表するということは、後づけというか、後で追っかけて、義務づけられたけれども、ガイドラインの中で自治体としてちゃんと公表を基本としましょうと書いてあるから、だからやはりそこは先ほども議論があったように法律の部分最低限やればということではなくて、きちんと公表していくべきだと。そして、先ほどの案件もまだ判断していないとか、いろいろ不可解な部分もありますから、横浜市子ども青少年局や区のほうの対応を改めるためにも、ぜひこれらについて早急に公表していただきたいとお願いしておきます。
- **柏原すぐる委員** 柏原のほうからは、児童福祉審議会の先ほどもあった盗撮事件に関連するもので、ちょうど令和8年1月28日に開催された会議資料をちょっと確認しまして、さっきもあった進捗という意味での確認なのですが、再発防止策については、一時保護所内への防犯カメラ設置というのが3月（予定）になっているということ、それから相談窓口の充実のところも1月（予定）ということで、特にアドボケート相談は令和8年度から見直しということなので、この2点についての状況をちょっと確認したいというのが1点です。

もう1点も言ってしまうんですけども、その次のページに再発防止策の進捗管理ということで、PDCAで回していきますということが記載がありまして、今後は審議会の児童部会での意見聴取という形で、サイクルを回すということです。我々委員としては今回最後ということで、特にこうした事案は、また次年度になる、今年度を迎えると、どうしてもなかなかこうした常任委員会での議論というのはないかと思いつたの

で、どうやって具体的に回していくのかというのも少し説明を併せてお願いします。

- **深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長** まず、防犯カメラにつきまして、4月に入りまして、現在、開所しました東部児童相談所も含めまして、5所ともに防犯カメラは設置済みでございます。ただ、既存の中央、北部、それから西部につきましては、新しい保護所に比べて、まだ簡易的なカメラになっておりますので、これは令和8年、9年にかけては、性能のいいものに切り替えていく予定です。

もう1点、アドボケート事業につきましては、令和8年度4月から、今まで月1回、各保護所で開催していたものを月2回に回数を増やして開催することとなっております。

- **秋野子ども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** それから、再発防止策の振り返りについてなのですけれども、先ほど委員おっしゃったように毎年この取組について、所内で振り返り、それから局内で振り返りを行った後に、児童福祉審議会で振り返りの状況について御報告させていただいて、委員の皆様から御意見をいただくという形で進めていくこととなっております。

- **福嶋子ども青少年局長** 1点、私、報告資料で読み上げを間違えて読み上げた部分ございまして、すみません、訂正させていただきたいと思います。

具体的には2ページ目の表の3、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会の会議の開催日、記載は正しくて、令和7年6月13日で正しいのですが、私が読み上げを6月2日と読み上げてしまいました。訂正しておわびしたいと思います。

- **大岩真善和委員長** それでは、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◎ 寄附受納について

- **大岩真善和委員長** 次に、寄附受納についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- **福嶋子ども青少年局長** 寄附受納について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

報告が2件ございます。

1件目は、こどものための福祉施策に対する寄附で、寄附者は横浜総合パン株式会社様です。

寄附の物件は、金員100万円です。

受納年月日は令和8年3月23日です。

今回の寄附物件は、横浜市向陽学園において、入所児童の生活環境改善のために活用させていただきました。

2件目は、放課後児童育成施策に対する寄附で、寄附者はいすゞ自動車株式会社様です。

寄附物件は、玩具206個、432万6000円相当です。

受納年月日は令和8年3月26日です。

今回の寄附物件は、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブで活用いたします。

御報告は以上でございます。よろしく御願いいたします。

- **大岩真善和委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◇

◎ 局長挨拶

○ 大岩真善和委員長 以上で子ども青少年局関係の議題は終了いたしました。本日が本構成による最終の委員会になるかと思いますので、この際、福嶋局長より御挨拶がございます。

○ 福嶋子ども青少年局長 子ども青少年局を代表しまして、一言御挨拶申し上げます。

大岩委員長、横山副委員長、高橋副委員長はじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間、私ども当局の議案であったり、あるいは本日もそうでしたけれども、様々な案件につきまして、御審査等賜りました。誠にありがとうございました。

私ども子ども青少年局では、横浜市の中期計画ですとか、よこはまわくわくプランに基づきまして、横浜の子供たちの健やかな成長のためにという取組ですとか、あるいは子育て家庭の支援といったことに取り組んでまいりました。

令和7年度につきましては、委員の皆様には、保育・教育の質の確保ですとか、制度改正に関わる部分、あるいは一時保護所での盗撮事件、本日も審査ありましたけれども、再発防止策、新たな中期計画素案における子ども・子育て支援施策、あるいは東部児童相談所の開所、開設など、多岐にわたるテーマにつきまして活発に御議論いただき、多くの御指導を賜りました。また、令和8年度予算や物価高騰の対策に対する補正予算につきましても御審査いただきまして、おかげさまで迅速に必要な取組を進めることができいております。

今後も、子供にとってどうかという視点を何よりも大切にしながら、委員の皆様からいただきました貴重な御意見も踏まえながら、全ての子供のウェルビーイングを支える取組、それから子育て家庭が実感できるゆとりという取組もしっかり進めてまいりたいと思います。

何より職員一人一人が子供の人権ということをしっかり意識した上で、子供の安全・安心ということを第一に考えて、取組を進めていくことを強く今、私として認識しております。

また、今後、委員の皆様方におかれましても、より一層の御指導・御鞭撻を賜りますことお願いしまして、当局を代表してのお礼の御挨拶といたします。1年間、本当にありがとうございました。

◇

◎ 当局代表挨拶

○ 大岩真善和委員長 次に、当局を代表いたしまして、佐藤副市長より御挨拶がございます。

○ 佐藤副市長 当局を代表いたしまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

大岩委員長、横山副委員長、高橋副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間、子ども青少年局に関わります様々な案件につきまして御審査を賜りまして誠にありがとうございました。

令和7年度につきましては、今、局長からもお話がありましたように、子ども・子育て基本条例が施行され、またよこはまわくわくプランの初年度ということで、その理念を具体的な取組として着実に実行していくという意味では大変重要な1年だったと考えております。

委員の皆様方には、この間、子ども・子育て支援施策に関する多岐にわたる課題、本日の案件についてもそうでございますけれども、そういった案件につきまして多角的かつ建設的な御議論を賜りましたこと、重ねて御礼申し上げたいと思っております。

令和8年度、今年度につきましても、引き続き全ての子供を社会全体で支える、そういった考え方の下、妊娠期から乳幼児期、またさらに青年期に至るまでの切れ目のない総合的な支援を着実に推進していきたい

と考えております。

委員の皆様方におかれましては、引き続きの御指導・御鞭撻と、なお一層のお力添え賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。1年間、どうもありがとうございました。

- **大岩真善和委員長** 以上でこども青少年局関係の議題は終了いたしました。

まだ議題も残っておりますが、この際、昼食のため休憩いたしたいと思います。再開は13時ちょうどいたします。

休憩時刻 午前11時57分



再開時刻 午後1時00分

- **大岩真善和委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。



◎ **異動職員紹介（部長職以上）**

- **大岩真善和委員長** 教育委員会関係に入ります。

議題に入ります前に、4月1日付で職員の異動がありましたので、下田教育長より異動職員の紹介がございます。

- **下田教育長** それでは、異動のありました幹部職員について御紹介いたします。

(職員紹介)

- **下田教育長** 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



◎ **附属機関の開催状況について**

- **大岩真善和委員長** それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

報告事項に入ります。

初めに、附属機関の開催状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- **下田教育長** それでは、附属機関の開催状況について御報告いたします。

資料の附属機関の開催状況報告書を御覧ください。

当局に関わる附属機関は全部で14あり、そのうち指定管理者選定評価委員会が5つとなっております。

項目1は、令和7年4月21日から8年4月21日までの間に開催実績のある附属機関です。

まず、1、横浜市社会教育委員会ですが、期間中に1回開催し、太枠部分にありますとおり、第5期横浜市教育振興基本計画における生涯学習推進の方向性等について意見聴取を行いました。

次に、2、横浜市文化財保護審議会ですが、2回開催し、令和7年度の指定文化財の指定について審議を行い、答申をまとめました。

次に、3、横浜市学校規模適正化等検討委員会ですが、3回開催し、市立小・中学校の通学区域と学校規模適正化等についての検討を行いました。

2ページを御覧ください。

4、横浜市学校保健審議会ですが、3ページに続きますとおり、9回開催し、学校安全部会の開催状況等

について報告を行い、起立性調節障害に関する取組等について審議を行いました。

また、学校安全部会では、学校における事故事案について調査・報告を行いました。

次に、5、横浜市就学奨励対策審議会ですが、1回開催し、就学援助事業の実施状況報告、令和8年度の実施計画及び受給対象者の認定基準などについて審議を行いました。

4ページを御覧ください。

6、横浜市教科書取扱審議会ですが、3回開催し、市立学校で使用する教科書についての調査審議を行い、答申をまとめました。

次に、7、横浜市いじめ問題専門委員会ですが、4回開催し、いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等の審議を行いました。

5ページを御覧ください。

8、横浜市教職員第一健康審査会ですが、12回開催し、教職員の身体疾患による休職及び復職時等における健康状態の審査を行いました。

6ページを御覧ください。

9、横浜市教職員第二健康審査会ですが、こちらも12回開催し、教職員の精神疾患による休職及び復職時等における健康状態の審査を行いました。

7ページを御覧ください。

項目2は、令和7年4月1日から8年4月21日までの間に開催した指定管理者選定評価委員会等の開催状況です。

- 1、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会ですが、3回開催し、指定候補者を選定いたしました。
- 2、横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会ですが、2回開催し、指定管理者による施設の管理運営について、中間期における評価を行いました。

8ページを御覧ください。

項目3は、期間中の開催実績がない3つの附属機関を記載しています。未開催の理由は、いずれも選定等の審議案件がなかったことによるものです。

御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

- **大岩真善和委員長** なお、附属機関の開催状況についてが議題となっておりますので、議題に即した形でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

- **古谷靖彦委員** 2点、2か所、聞きたいと思います。

まず、学校保健審議会の附属機関の中の学校安全部会の中で調査報告が公表、この間されています。その中で支援学級のお子さんを閉じ込めをしたということについて報告がなされています。これについてちょっと伺っていきませんが、個別支援学級での閉じ込めの対応について、保護者との対応の方針、共有はなかったということなのか、まず伺います。

- **横山人権健康教育担当部長** 今の御質問ですけれども、学校と保護者の間で合意形成が図られていなくて、別の教室で対応したということでございます。
- **古谷靖彦委員** 別の教室で対応したと軟らかい言い方されたんですけども、報告書の中でよると、興奮状態になった発達障害のある男児を教員が1人で隔離したと、しかも外側からの鍵をつけていたと。つまりい

いわゆる閉じ込めというか、そういう状況だったということについて、保護者と合意されていたのかと確認したのですけど。

- **横山人権健康教育担当部長** 事前に十分な保護者との合意が形成されなくて、別教室で興奮状態になった場合にはクールダウンをというお話はありましたけれども、そこについてはきちんと合意形成が図れていなかった。
- **古谷靖彦委員** クールダウンというお話をうまく使われたんだけど、クールダウンは個別学級だと一般的にされる対応だと思うけれども、ここの学校ではクールダウンというのは閉じ込めのことをクールダウンと言っているのですか。
- **込江北部学校教育事務所長** 当該校におきましては、子供の気持ちを静めることをクールダウンということで捉えております。
- **古谷靖彦委員** そうすると、そういうふうにすることがクールダウンだということであれば、ほかの方にもしていたのでしょうか。
- **込江北部学校教育事務所長** 日常的に必要な場面があれば、そのようなことでやっていたという認識でございますが、具体的などころまでは、ごめんなさい、把握はしていないのですけども。
- **佐藤祐文委員** 質疑の最中で申し訳ないですけども、最初に委員長が発言されたように、これは附属機関等の開催状況についての報告の議論ですから、中身の議論はされる方いらっしゃると思いますけれども、その辺それを踏まえた上での議論、質疑をしていただきたいと思いますし、そういう運営に正副委員長ともしていただきたいと思いますので、お願いします。
- **大岩真善和委員長** それでは、よろしくをお願いします。
- **古谷靖彦委員** 私は、今もう一つ報告がありますが、その2つの報告については、本来であれば、附属機関の中で私も質問するのではなくて、教育委員会側から当然報告あるべき問題だったと思っていますので、これについて本来は質問しなかった問題なのですが、附属機関の中でやっていただきたいということに沿って、私は質問させていただいております。
今のお話だと、ほかにも、だったら閉じ込めがあったのかということになるのですけれども、いかがですか。
- **込江北部学校教育事務所長** ほかにございません。
- **古谷靖彦委員** そうすると、クールダウンという言葉をしていよく使われているんだけど、結局クールダウンではなくて、ただの閉じ込め、1人で置いてしまったということについて、それは適切だったと思いますか、込江所長。
- **込江北部学校教育事務所長** 適切であったとは思っておりません。
- **古谷靖彦委員** 本当に心が痛いですが、この閉じ込めの問題。周りの先生方というか、担任の先生も含めて、対応された先生というのは、障害受容ができていなかったのですか、分かっていたのですか。
- **込江北部学校教育事務所長** 障害については把握しておりましたけれども、それに対して十分な理解があったかという点、疑問が残るところがございます。
- **古谷靖彦委員** 特別支援教育の免許を持った人が対応していましたか。
- **込江北部学校教育事務所長** 具体的などころは把握しておりません。
- **古谷靖彦委員** 私が事前に聞いたところだと、免許を持っていなかったのです。障害特性のあるお子さん、

様々な表出の仕方があると思います。その中で専門家への相談がなぜできなかったのか、こういう場合はどうしたらいいのだろうかと思うのと困っていなかったのかと思うのです、周りの先生方が。どうですか、周りの方へ専門家への相談というのはしようとしなかったのですか。

- **込江北部学校教育事務所長** 事務所の指導主事にはしておりますが、それ以外の機関についての相談はなかったという認識です。
- **大岩真善和委員長** 古谷委員、最初に申し上げたとおりなのですけれども、議題に即した形でなるべく簡潔にまとめていただけるとありがたいと思います。
- **古谷靖彦委員** そうすると、なかなかひどい対応で、専門家にも相談せずに、鍵をかけてしまった。しかも、途中から内鍵から外鍵にかけ替えていると。それを校長先生まで含めて、そのことを進めてしまったということについて、重大な問題だと思うのですけれども、教育長、いかがですか。
- **下田教育長** 第三者委員会の先生方も本当に慎重にこの案件については当事者の子供にも本当に会って、どの範囲の中で御説明して報告するかを慎重にやっています。その上で、私から言葉を選んでお答えしますが、このお子さんに対する対応について、今回やった行為自体は同意を得ていなかったこと、それからクールダウンという空間としては十分なものでなかったことを含めて、これは報告の中でも指摘されていますけれども、このことについてはそのとおりだと思います。以降、速やかにそれを改善するための様々な取組を実行しております。
- **古谷靖彦委員** この件についてはまとめていきますが、結局こういうふうに個別の障害を持っているお子さんの対応について困るケースはどここの学校でもあると思うのです。そのときに相談していないということなのです、学校の中だけで。これは最大、大きな教訓だと思っているのです。そのことは今はどうなっているのですか、改善されているのでしょうか。
- **柴山インクルーシブ教育担当部長** こちらのほうの対応、全市的に学校のほうで困っているということを受けまして、昨年、民間事業者によるコンサルテーション事業でございますとか、そういった発達系の障害とか、そういったところに知見等、経験がございますNPO法人のほうに、学校に対するコンサルテーションという形をお願いいたしまして、そちらのほうの事業を展開しておりますし、あとそのほか教職員相談という形で、こちらのほうの事務局の指導主事がメインになりますが、そちらのほうで相談できる体制を整えております。
- **古谷靖彦委員** これも結局最後は保護者の方が損害賠償請求するということまで追い詰められてしまった、追い詰めてしまったと思うのです、教育委員会側が。だから、これを受けて、今やりましたと言われましたけれども、本当に500校に対してちゃんとそういう案内をされていますか、そういう対応になっているのですか、本当に今。
- **柴山インクルーシブ教育担当部長** そういった相談体制をまずつくることも大切なことだと思いましたが、それに先立ちまして、昨年4月に全ての児童・生徒が安心して学校生活を送るためのガイドラインを策定いたしまして、クールダウンが必要になったお子さん、児童・生徒に対して、安心して過ごせるような形、まずクールダウンをするために、そのお子さんの特性に合わせた落ち着ける場所、まずそういったことを設定することが大切だと思いますし、そういったことをあらかじめそういった特性のあるお子さんとはお話し合いいただきながら、意見も取り入れながら設定すること、またそのほかそういったちょっと不穏な状態になったときに、どうしたら適切な対応を取れるのかということ、そういったフローチャートとかを整備いたしま

して、そういった形で全校に向けて、校長先生に向けてもそういった形の研修をさせていただいたり、そういったところを努めておりますが、引き続きそういった部分の取組については必要なことだという形で考えております。

○ **古谷靖彦委員** 最後、資料要求します。個別の支援計画がしっかりつくられる。これを親と共有するのが当然だったはずのものだと思うのです。それが今、本当にできているのかという、数字でつかんでいますかというのを資料要求したいと思います。お願いします。

○ **大岩真善和委員長** それでは、ただいま古谷委員より資料要求がございましたが、本件につきましては、委員会として資料要求することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **大岩真善和委員長** 御異議ないものと認め、さよう取扱いいたします。

それでは、資料は作成でき次第、各委員にお届けするようにお願いします。

質疑を続行いたします。

○ **古谷靖彦委員** そうしたら、もう一つのところにいきます。附属機関等々の中にいじめの問題の専門委員会等もあると思います。今回、大きないじめの事案が、重大事態が報告がまたありました。これについて、いろいろ問題があるのですけれども、アンケートが形骸化されていたというのがすごく大きな問題として出されています。今、1人1台端末の中でアンケートがいっぱい取られていて、それが本当に誰が見るのかと、誰がチェックするのかということも恐らく問題になるのだと思います。

そんな中で、本人からいじめの申告も今回あったにもかかわらず、それについて放置してしまったということが学校の信頼を失わせたのではないかと御指摘を受けているのですけれども、これについてはいかがですか。

○ **住田不登校支援・いじめ対策部長** まさに委員の御指摘どおり、調査の中で明らかになったこととしまして、当時のいじめ認知に関する意識や認識が不十分だったということが挙げられます。法の理解を進めるために、学校に指導主事や専門家が入って検証を実施するなど、意識向上や理解促進に努めております。

○ **古谷靖彦委員** アンケートに出したタイミングで、表出したタイミングで対応が進められていけば、PTSDにはなっていないかということも聞いています。市教育委員会の認識、いかがですか。

○ **住田不登校支援・いじめ対策部長** まさに委員おっしゃるとおり、そのときに速やかに、現在は速やかに調査を行っておりますけれども、そのような体制がしっかり取れていけば、また学校がそのような体制をしっかりと取っていれば、そうならなかったのではないかと思います。

○ **古谷靖彦委員** ちょっと最後にしておきますが、アンケートの対応が形骸化していたということ。学校現場の業務としては増え続けていると思うのです。その中で、誰がそれを対応するのかというときに、改善しますと言われたときに、誰がどう改善するのかということを何か手当てされたのでしょうか、この後。

○ **住田不登校支援・いじめ対策部長** アンケートにつきましては、実質、事実まだ行っているのは行っておりまして、年2回、記名式と無記名式という形で行っています。ただ、そのやり方、フローについては、しっかり私どもで示させていただき、何重にもチェックが入るような学校の中での形をしっかりとらせていただいておりますので、そういった改善については行っております。

○ **古谷靖彦委員** 何重にもチェックするのは結構なのですが、何重にもチェックするということは、仕事量が物すごく増えるという話だと思うのです。そのためには、併せて人員の体制だったり、確保しなけ

ればならない話だと思うのです、今のお話だと。そうしないと、残業増えるだけですよというお話ですから、その辺はどうなのですか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 委員のおっしゃっていることはごもっともだと思いますが、先ほどの御質問にもありましたとおり、お子さんがPTSDになるという、非常にそこまでいかせないためには、学校の教職員として、まず何をすべきなのか。それはチェックするというのは簡単なことではございません。ただ、本来学校としてやるべきことはしっかりやるということは流れとしてつくるのと同時に、例えばいじめ問題、学校いじめ防止対策委員会に指導主事が入り、その状況を確認するですとか、アンケートにおけるやり方についてはきちんと目視して見てくるとか、そういったことは我々としても行っているところでございます。
- **古谷靖彦委員** 副市長、学校の現場がやはり年々過酷さを増しているし、しかもそれについて対応しなければならぬ、やるべきことが増えていると。そんな中で、人員体制が増えなければ、今言ったように目の前のことについては対応しなければならぬから、みんなチェック体制の中に入り込まなければならぬと。だから、人が増えなければ、そのことについて皆さん本当に過酷になるだけだと思うのです。それは定数の改善とかだけではなかなかうまくいかないことだと思うのです。そういったことについて、やはり一定そういった学校現場の改善を考えなければならぬ、横浜市として考えなければならぬと思うのですけれども、副市長、いかがですか。
- **鈴木副市長** 学校の教育現場、特に教員の働く環境というのは非常に年々厳しくなっているということは私含め重々承知しているところでございます。いろんな負荷がかかっております。それが適正にやるべきことが運用できるように、総合的な視点からということになりますが、適正な人員配置についてはしっかり考えていきたいと思っております。
- **古谷靖彦委員** 今の話に少しだけ関連して、教職員の第二健康審査会が開かれています。これは精神状況等々で休職に至ったケースだと聞いています。今、年々そういう精神疾患でお休みされる方が増えているのか、減っているのか、伺います。
- **森長教職員企画部長** 第二健康審査会で精神疾患の休職という判断等々した人数でいきますと、若干増えてございます、一昨年度から昨年度にかけて増えてきているところでございます。令和6年度が237人、令和7年度が245人というところでございます。
- **古谷靖彦委員** 精神疾患でお休みされる数も、昨年と比べられたんですけども、その前からも含めて、増え続けている状況です。ですから、そういう意味では先ほどの様々現場で負荷がかかる仕事が増えてきていることや、その結果としてかもしれませんが、精神疾患でお休みされる方も増えてきていると。そういう状況から見たときに、残業時間がなかなか減らない、減りづらい状況の中で、どうするのかという抜本的な手だてがやはり何かしらなければ、なかなか改善できていけないと思うのです。それはやはり市としてもしっかり考えていただきたいということで副市長に質問させてもらいましたので、どうぞよろしくお願いします。
- **大岩真善和委員長** 井上委員、先ほど申し上げたとおりなのですけれども、議題に即した形で簡潔にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- **井上さくら委員** 私も審議会、今、附属機関の議題の中で古谷委員も質問されました。本当は単独でそれぞれさつきありました小学校での閉じ込めの案件、それからもう一つは、いじめ重大事態の個別で報告が出された。昨年度から運用を変えて、一括公表しているわけです、横浜市は。しかし、この案件については調

査した委員会のほうからも個別で出すべきだということを出されたということだから、重大だと思うのです。なので、それは本来はそれぞれ教育委員会が常任委員会に報告して、ここで質疑すべき案件だと思うのです。委員長、ですので、ここのもし附属機関の中でやるのがまずければ、本当は別途委員会開いていただくか、それがどうしても無理なのだったら、終わって、その他発言でやります。

- **大岩真善和委員長** 議題に即した形で今質問していただくのは全然構いませんので、今おっしゃっていただいた別途委員会を設けてというのは、今日最終委員会になっておりますので、この委員会の構成でまた別途というのは、今のところ相談しておりませんが、考えておりませんので、今、議題が出ておりますので、井上委員のほうからまだこれから質問されると思うのですが、やっていただいて全然構いませんので。
- **井上さくら委員** だから、附属機関の中で、ある意味確かに内容に入っていくわけだから、報告事項が終わってからその他発言でやったほうがいいのか、そうします。
- **大岩真善和委員長** そういう形ではなくて、今やっていただいていいですけども、ただやはり中身に入らざるを得ない部分もあると思いますが、あまり長くなっても焦点が絞られなくなると思っていますので、簡潔にやっていただきたいというのが私から申し上げたいことであります。よろしくをお願いします。
- **井上さくら委員** この中でやりますけれども、内容に及びます。初めに、学校保健審議会の学校安全部会で取り扱った小学校の閉じ込め問題です。これはまず、なぜ学校保健審議会で取り扱うことになったのか、ちょっと御説明ください。
- **横山人権健康教育担当部長** 今の御質問ですけども、本件については、学校における安全管理に関することとして、より効果的な再発防止策、それから先ほどの個別支援学級への支援の在り方について、第三者の調査が必要と判断を教育委員会としてしまして、調査を実施したということでございます。
- **井上さくら委員** それでしたら、これは教員や学校が子供に対して行ったことだから、いじめ重大事態ではないし、本当は内容的には児童虐待だと思います。だけど、横浜市教育委員会の中ではこの安全部会でやることにしたと。

そういう仕組みがつまりやろうと思えばやれるはずだけれども、この報告書を見ると、保護者の方はそういう事態を後から知って、保護者は同意していないですから、外から鍵かけるなんていうことは同意もしていない。しかし、そのことに後から気がついて、どういうことなのですかと。学校にも教育委員会にもちゃんと調査してほしいと繰り返し求めているのです。

だけど、そういう仕組みはございませんと、そういう仕組みはないですと言って、ずっとちゃんとした調査をしないで、学校が少し教員たちに聞きました、こうでしたとかということはやっているけれども、保護者は学校に対する不信感があるから、第三者的なところでやってほしいと言っているのに、できません、ありませんと言って、それで時間かけているわけではないですか。

まず、これおかしいですね。教育長、こういう事態に対して、これはある種、特別扱的に学校安全部会で調査したんだけど、きちんとした仕組みが必要ではないですか。

- **下田教育長** 委員御承知のとおり、令和元年に起こったお話です。その後、いろいろ判断があったと思いますけれども、とても難しいのは、法体系で流れができていう仕組みと、不適切な対応の部分については、全国調べていますけれども、個別の案件の中でどのように処理して、フローでやっていくかということについては、大変処理の仕方が難しい問題です。

このことをしっかり我々も検討しておりますけれども、この間、私としてはこのままではいけないと思

ましたから、調査報告の公表の前に、私が知った段階でスクールカウンセラーを入れたり、弁護士に相談できる状況をつくったり、そして第三ラインというラインの中から客観的に見る、相談するラインをつくったりということを重ねてきましたけれども、この問題の中で適切な対応の仕方というのは少し研究が必要だと思っています。今できることは、まず行っております。

委員が御指摘するのは、まず第三者委員会をつくって、そこにやる仕組みをぼつとつくればいいということだと思いますけれども、慎重にやり方をしっかりと検討した上で、保護者にも寄り添い、子供にも寄り添った対応を考えていくべき案件だと理解しています。

- **井上さくら委員** 結局きちんとした仕組みをつくらうとしていない。今、ちょっと調査の手法のところからお話ししていますけれども、一つは、まず報告書を見ると、内容的に適切ではなかったとおっしゃったけれども、児童虐待に当たる内容ではないかと。明らかに人権侵害であるとか、非常にこれは教育委員会の結局学校保健審議会の報告書だから、しかし反省を促さなければならぬと、人権を無視した閉じ込め行為と評価すると言われているのです。この報告書を受けて、教育委員会としてはどうしたのですか。先ほどのいろんな対策を講じていますということはあったけれども、このお子さん、この保護者について、まずちゃんと謝罪はしたのですか、教育長。
- **込江北部学校教育事務所長** 謝罪しております。
- **井上さくら委員** それだったら、結局この報告書や記者発表のときにも御本人を特定されないようにしたいという思いがあって、発表の時期をずらしている、それは理解します。ですから、そういったところに配慮した上で、こういうことがありましたと。調査報告書の発表のときに、審議員の人たちが記者発表しているけれども、教育委員会としてはこれをどう受け止めたのかということ、一切出していません。記者発表でこういう報告がありました。そして、それに対する概要とか、それから取組状況について。
だけど、ここで言われている人権侵害だと、閉じ込めだということに対して、教育委員会として大変なことだったとちゃんと記者発表するなり、教育長なりがそういうコメントさえ出していないのです。これは何でなのですか。
- **田中教育政策統括部長** 公表の仕方につきましては、当該保護者の方、また第三者委員の皆様で非常に慎重に検討された結果、今回公表するような形を取らせていただいています。また、受け止めについては、当然第三者委員会としての発表、公表の場の後に、私どもの基本的にはインクルーシブ担当が中心になりますが、どういった事案を受けて取組をしているかという説明もさせていただいております。
- **井上さくら委員** それは非公開の場だし、記者レクをしましたということをおっしゃっているのかもしれないけれども、しかし公表した記者発表資料には、そういう教育委員会としてのこういう取組状況についてという、ちょっとある種とても、申し訳ないけれども、報告書における提言に向き合えと書いてあるけれども、当事者に向き合う言葉がないのです。そのことを言っているのです。記者レクで何をやったかを説明したというお話だけでも、報告書が上がった日に言っているのではないです。公表すると。だから、時間を置いて公表すると決めたのだから、公表したときに申し訳ありませんでしたとやはり横浜市民に対してだって言わなければいけないことではないですか。
- **田中教育政策統括部長** 先ほど込江からも御答弁させていただきましたけれども、我々はこの事案を受けまして、当事者の方に対しても向き合わせていただきまして、謝罪も含めて、また当該お子さんに対する必要な支援についてもしっかりやってきたと考えています。その中で当然我々の受け止めであったりとか、こ

れからこういうふうにしていきますということはコミュニケーションを図らせていただいておりますが、このことについて、対外的に一般的な記者発表であったり、公にすることというのは、当然それはいろいろな影響が出てまいります。これはなかなか私からもつまびらかにこの場で答弁させていただくのは難しいのですが、やはりそれは公表することによる影響というもの我々はしっかり考慮しなければいけないと思っておりますので、その点も含めて、今回は可能な限りでの記者発表、公表の仕方をさせていただいたというところでございます。

- **大岩真善和委員長** 冒頭でやり取りさせていただいて、十分御理解いただいていると思っておりますが、簡潔にお願いできればと思います。よろしくお願いします。
- **井上さくら委員** これは記者発表というか、第三者委員会が顔出しで記者会見までやっているのですから、別にその範囲で横浜市教育委員会として、人権侵害の部分というのをどういうふうに受け止めたのかとか、発表できないはずがないのですから、教育長にぜひ求めておきます。こういう重大な問題で、きちんと教育長とか、顔の見える方が、教育委員会として、市民に閉ざされた場所で記者レクして、それで終わりではなくて、表に出てきて、どういうことだったか、言える範囲はあるとしてもですよ、すべきだと思います。
- **下田教育長** 多くはここではしゃべりませんが、第三者委員会の先生方も保護者、子供に直接接触しながら、この案件については大変慎重に、本当にその後の影響を細心の注意を払ってやっています。その上で、どのような公表の形にするかを選択してやったものであって、我々としてはできる限りの誠意を尽くしてやったという判断です。これ以上細かいことをお話しすることは、様々な意味で、これまで関係性をつくってきたことを損なうこととなりますので、これ以上は答えはできません。
- **大岩真善和委員長** そろそろおまとめいただければと思います。
- **井上さくら委員** 公表の方法については、そういう見解だとして、この後、どうしましたか。対策を取りましたというだけではなくて、明らかに指導として不適切だし、それから児童虐待だし、そのことについて、これはだから公表、どういう形ですか分からないけれども、きちんと人事的なですよ、例えば処分もあります。それから、不適切指導教員ということについての、これはやはり問題だと。別に誰かを悪者にして、その人たちだけのせいだというわけではないけれども、そういう内部的なところでのきちんとした区切りと申しますか、申し訳ございませんでした、こういう対応してましたで終わっているのですかということ。
ちゃんと内部でこれはやはりあってはならないことなんだと。それならば、どこが間違っていたからということはやらなければいけないことではないですか。そういう例えばどの方とかではなくてもいいけれども、不適切な指導でしょう、違うのですか、指導でもないのですか、そういう扱いはしていないのですか。
- **込江北部学校教育事務所長** 教育委員会として、非常にこの件、重く受け止めておりますので、まず学校全体に対して今後やるべきことをしっかりと既に始めているところでございますので、それを徹底していくということの一つまず行いたいと思っております。
また、関係者につきましては、現在係争中の事案でございますので、事実確認については、またより客観的で精度の高い情報を踏まえた後に判断することと考えておりますので、また今後そこは検討してまいりますと思っております。
- **大岩真善和委員長** 今、井上委員からいただいた御意見をちゃんと踏まえて、今後教育委員会のほうは御対応、今後の対応しっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- **井上さくら委員** 教員の不適切な関わり等によって児童・生徒が被害を受けたと疑われる事案に関し、こ

れ昨年もやったのです。昨年もいじめ重大事態X中学校の案件に対するいじめのほうで、やはり学校現場、教育委員会の関わりがより子供を傷つけていたということが認定されて、しかしそれに対する調査なり、再発防止をきちんと行う形がないと、方法がないと。だから、昨年12月に、前にも申し上げましたが、教員が不適切な関わりをやって児童・生徒が被害を受けた場合、これについてちゃんと検証と対策を講じる新たな制度構築をすべきだと言われました、言われています。これは今どうなっていますか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 先ほど教育長のほうから御答弁させていただいたことでは現在地はあるのですけれども、昨年度のことも踏まえて、教員による不適切な指導が疑われる場合、令和7年度からまずはスクールロイヤーへの弁護士への相談を行いながら、正確な事実の把握や、それに基づく対処の事案に応じて行っているところです。さらに、学校教育事務所等の第二ラインの弁護士への相談や、最終的には第三ラインのほうも弁護士相談ができるような、そういった仕組みを現在は整えております。そこから先のこれからの話につきましては、先ほど教育長から御答弁させていただきました。
- **井上さくら委員** 今のスクールロイヤーとかは、むしろ学校や教員を守るために機能しています、実際に。だから、そうではなくて、不適切な関わり、教員側のですよ、そういうものがあつたときに、今、保護者や児童や生徒は行き先がなくなるわけです、そういうときに。だから、ちゃんとした調査方法なり、機関なりを設けなさいと委員会に言われているわけですから、教育長、何かあまりはっきりしたことをおっしゃらないけれども、ぜひやってください。そうしないと、今回の件も問題がどんどん複雑になるし、お子さんも保護者もますます傷ついてしまうということになるので、きちんと対応お願いしたいと思います。
では、別の附属機関のことで、横浜市いじめ問題専門委員会のことについて伺います。
いじめ問題専門委員会も、先ほどの個別の案件のことも伺いたいのですけれども、まず先にいじめ重大事態、いじめ問題専門委員会はいじめ重大事態について調査するということになっていますが、令和7年度はいじめ重大事態の発生件数は何件になっているか伺います。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 133件です。
- **井上さくら委員** 昨年度、令和6年度は何件ですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 59件です。
- **井上さくら委員** これも激増したのです、59件と令和6年度で。令和5年度、4年度は何件ですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 令和4年度が3件、令和5年度が2件でございます。
- **大岩真善和委員長** 多分今は件数確認していただいたのはいいと思うのですが、もし今の話であれば、一気に聞いていただくとか、もう少し増えているというのはそのとおりだと思いますし、増えている部分をどうするのかというのは、議論するのはもちろん委員会としては重要なことだと思いますが、簡潔にお願いいたします。
- **井上さくら委員** 令和元年、2年、3年、4年、5年、ずっと2とか、3とか、4なのです。1年間にいじめ重大事態として認めて調査に移行したものが年間2件、3件というのがずっと続いていたわけです。その時期にたくさん問題があつて、そしてV中学校のいじめで自ら命を絶つたお子さんの件が出て、このときに教育委員会がいじめの認知をむしろ突き返していたと、学校がいじめだと言っていたのにそれを取り消させていたということまで明らかになって、対応を変えましょうということで、1桁台だったものが令和6年に59件になった。

そのときにも私、年間60件近くいじめ重大事態が起きているということは、今まで2件、3件だと言って

きたということは、どういうことなのですかと。たくさん見逃していた、もしくは分かっていたのに潰してきた、隠してきた、こういうものがあるのではないですかということを書いてきました。教育長はそのときに、そこよりもこれからこうやってきちんと認知していくのですと、いじめ重大事態、きちんと拾い上げていくのですというお話でした。それが令和6年、59件。令和7年、その倍を超えているわけです、令和7年度は133件だから。ちゃんといじめ重大事態として取り上げて、そして調査するということが当然必要なことです。

だけど、令和7年で133件だったら、令和6年度、その半分以下だったのは、本当に拾えていたのだろうか。さらに、その前の毎年2件、3件ですと言っていたことは、本当にどういう実態だったのだろうかと思わざるを得ない。下田教育長、どういうふうにお考えでしょうか。

- **下田教育長** まず、井上委員とこの議論は相当繰り返してきています。答えは同じになりますが、令和5年のV中学校の事件、私が就任したとき直面しましたので、変えるとお約束しました。その上で、法律は非常に重大事態調査についての拾うことを繊細に設定されているので、我々としてはそれに従って漏れなく拾い上げるという姿勢を貫くということでした。その中で体制も、要は調査する体制、拾い上げる仕組み、様々なものについて、この2年間で大幅に変えてきました。細かくは説明しませんが、委員も御承知だと思います、説明してきていますから御承知だと思います。

大きく変えてきている中で、我々が当時、突出して重大事態を拾い上げている神戸市、1000人当たり0.47件です。私たちは今0.52件拾い上げています。重大事態の調査の中の的確にやることについては、我々は誠意を持ってやっていると考えています。全国の平均の数字については0.11ですから、私たちは誠意を持って、まずこれを拾い上げるということに対しては答えを出していると思います。

一方で、これから調査について、しっかり行っていくために、体制を整えながら、工夫してやっていく。これはほかの自治体もどのようにやられているのですかと聞いています。そういう意味では、委員と議論させていただいたものに対して、誠意を持ってやっている形、少しこれを見守っていただいて、ここはもう少し進化させるというアドバイスをいただければ、私は誠実に応えていくつもりです。

- **井上さくら委員** 令和7年度で133件まで伸びたから、それはきつときちんと拾い上げようとしている努力の結果だと思います。そこは否定していません。ただ、やはり今回先ほど出た案件も、この報告書を見ても先ほどのアンケートの問題、いろいろ3月23日に個別公表されたいじめ重大事態の調査報告はたくさん論点があって、一つアンケートの問題、それとやはり重大事態ではないかということ保護者が何度も言っているのです。

それを学校にも言い、教育事務所にも言い、そして教育事務所から保護者が人権教育児童生徒課、今ちょっと名称は変わっているけれども、住田部長のところ。その本体のここに対しても電話して、重大事態ではないですかと言っているのに、それを学校が間違えて遅らせているのではないのです。教育委員会のほうで重大事態になると調査するのに時間がかかりますとか、そういうことを言って、重大事態にしてこなかったということが、この報告書を見ると分かるのです。

だから、下田教育長が先ほど今は対応を変えていますとおっしゃっているのは、それは本当にありがたいというか、当然そういうふうになっていただくべきだと思う。だから、そのことはそうなんだけれども、ほかにも、つまり先ほどの今、令和7年で133件レベルで出ているということは、たくさんこういう形で、親が本当に必死な思いで訴えて、ようやく重大事態になったりしているわけです。そうでない案件がたくさん

眠っているのではないかと感じてしまう。そのことを学校だとか、方面別だとかに対して、今まで本来ならちゃんと調査しなければならなかったものを抑え込んでいませんかということと、ちゃんともう一回聞くべきではないかと、これ見て、ますます思いました。どうですか。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 委員の御疑念といいますか、そこについては我々も当然同じことを考えておまして、当然重大事態は今年度に取り上げたものしか重大事態にしませんということではございません。過去の案件も重大事態になることは当然ございますし、今、チームが方面事務所に入っているのは、そういったところの拾い上げを含めて、丁寧にやはり1件1件きちんと速やかに行っていくということを目指し、そういった使命を帯びてやっておりますので、それは過去の案件も同じで、その掘り起こしという言葉では表せませんが、実際にそういった方面事務所の中にも入っているということも踏まえて、委員が今おっしゃっていただいたことを行っていると考えています。我々は反省に立って行っております。
- **井上さくら委員** ぜひこれは苦しい思いをしたまま、調査がされなかったり、それからそのことに対するやはり学校や教育委員会側の問題点を認められないというのは、お子さんも家庭も苦しいのです。なかなかその苦しい思いをした、自尊心が傷ついたりしたものが回復できないまま、ずっと次の人生を歩んでいくということになってしまうのです。そういう方にたくさんお会いしています。だから、今からでもいいから、ちゃんと過去のものも含めて、きちんと調査していただきたい。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** もう一つ、いじめ問題専門委員会の資料4ページ、7番、いじめ問題専門委員会、下のところに11の部会を設置し、いじめ重大事態調査、または文部科学省の子供の自殺が起きたときの背景調査の指針に基づく詳細調査について審議していると書いてあります。これについても伺いたいのですけれども、子供の自殺が起きたときの背景調査の指針としての詳細調査というのは現在何件行われているのでしょうか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 現在2件でございます。
- **井上さくら委員** これは過去にこれもV中学校の件があって、実はお子さんが自死していた件数、きちんと調査されていなかった件数があつたとき40件、41件という形で出てきました。それを振り返りというか、埋もれていないかという点、調査すべきではないかという点検をして、やることになったものと別ですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 別なものです。
- **井上さくら委員** 過去点検から調査している案件とは別ということは、V中学校の案件以降に起きた事件ということですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** それは両方ともございます。
- **井上さくら委員** だから、V中学校のことで、やはりお子さんがいじめで自ら命を絶つた、それからそもそもそれに対する隠蔽としか言えないようなことが続いて、公表までに4年以上かかったわけです。そのときに横浜市議会としても、運営委員会として、こういった事態が起きないようにすべきだということ、異例の運営委員会の申出がありました。そして、もしもこういうことがあつたらば、きちんと速やかに議会に報告してくださいということもあつたはずですが。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 確かにちゃんとした調査報告書とかが出るのは時間かかるかもしれないけれども、いじめではないとしても、自殺が起きたときの背景調査指針で詳細調査をやっているということは、学校の問題が背景にあつて、お子さんが亡くなったという可能性が高い案件ということではないのですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** それも含めて、学校要因という疑いがあるものに関しては詳細調査を行うことになっています。

- **井上さくら委員** ですから、これは明らかにできないのですか、お子さんが亡くなったのが今2件新たに詳細調査やっているのは、亡くなったのはいつの時期なのかということは明らかにできないのですか。
- **住田不登校支援・いじめ対策部長** 個別の案件になりますので、それを明らかにするということはできません。
- **大岩真善和委員長** そろそろ、御指摘は大変重要な点だと思いますが、まとめをお願いいたします。
- **井上さくら委員** 細かい具体的などころをもし出せないのであれば、それはそうとしても、そこにどういう問題があって、そういう事態が起きているのか、反省すべきことというのは、詳細調査報告がまとまって、何年もかけてまとまる前にでも、問題点が分かるころはあるはずなのです。ほかの案件もそうです。
- 少なくともこうすればもっとよかったのではないかと思えるようなことは、教育委員会の中でちゃんと周知してほしいし、それから議会にも、できる範囲で、やはりこういう問題が起きて、非常にそういうことが起きないようにしなければならないという形で、むしろきちんと命の大切さとか、そういうことを子供たちや親も含めて訴えていくということをするべきだと思うのです。そうしないと、また何年もたってから実はこういうことがありましたとなるのでは、ずっと後追いになってしまうと思うのですが、教育長、どうですか。
- **下田教育長** V中学校以降、私としては全力を挙げてこれを何とかしようと思ってやってきました。その上で申し上げます、まず第三者委員会自体が調査することに関しては、客観的に行っていただくということをお願いして、我々がその調査のやり方、その他について介入しないようにしています。さらに、内部でも、私は繰り返し言っていますけれども、子供にとって、その未来にとって、影響するようなことに関しては、慎重に扱うようにということは言っています。
- その部分を除けば、これから第三者委員会の調査や要因を含めて情報が流せるものがあるのであれば、それは今後どういうやり方があるのか、もちろん研究しますが、内部で得られた情報で調査報告の前の段階で反省してやるべき点は今すぐ打つということで繰り返し言っています。細かくは申し上げませんが、これまでやってきた方策は可能性があったものは、確定していなくても対応策を入れてきています。皆さんに予算をつけていただき体制を整えていただいています。そのことについては間違いなくしっかりと取り組むということでこの時点でお答えいたします。
- **大岩真善和委員長** 冒頭でお伝えしたとおりで、改めて申し上げますと、議題に即した形でお願いしたいということをお願いしまして、その後、井上委員と私の間でやり取りをさせていただき、その他にどうするかという話もあったのですが、そのままの中でやっていただいて構わないということはお伝えしたつもりでおりますが、やはり議題のことも考えて、あと取りまとめをですね、指摘していただくことはよろしいのではないかと思いますけれども、ぜひ取りまとめと、簡潔にそろそろ取りまとめしていただきたいと私のほうから申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。
- **井上さくら委員** いじめ問題専門委員会のことに関して言えば、専門家の知見できちんと客観的な調査をしていただくということ、それと先ほどの学校の閉じ込めの案件もそうですけれども、そういう調査と、それらが公表するというようなこと、様々な課題だとか、影響だとか考えて、時間が後になったりとかする。
- しかし、第三者調査とは別に横浜市教育委員会として、ここはまずかったという反省点は、途中であっても本当に共有してもらいたいのです。そういうことが、いじめや自ら命を絶った御家族、御遺族にとってもなおさらですけれども、こういう形できちんとその反省を踏まえて、こういうふうにしていますということ

を、調査の途中であっても伝えていただくということはぜひお願いしたいと思います。

もう1個だけ、別の審査会の件で短く。横浜市就学奨励対策審議会、資料の3ページにありますけれども、就学援助の選定基準などについて審査、審議している審議会ですが、簡潔に申し上げますと、今、大変な物価高で、さらに新年度は戦争などの影響もあって、重大な今後経済的な問題が生じています。

それで、就学援助の例えば金額などについても、ぜひ今の物価高騰をしっかりと反映したものになっているのか、その辺についてはどうでしょうか。

- **柴山インクルーシブ教育担当部長** こちらのほうの認定基準につきましては、その前年度の就学奨励費、審議をして決定する形になりますけれども、認定基準につきましては、その当時の生活保護の基準になっておりますので、そこは制度上、そういった形に反映せざるを得ないという形になってこようかと思えます。
- **井上さくら委員** 就学援助の費用を資料で頂きましたけれども、ここ3年間だけ取りあえずもらったんだけれども、学用品とか、通学用品とか、校外活動費等で出るものが同じ額なのです。入学準備費だけは上がっているということが分かります。それは入学準備費だけではなくて、やはり日常的な校外活動であるとか、そういったものについても相当負担が大きくなっていると思う。これは先ほど基準がとおっしゃったけれども、この辺についてはもうちょっと実態を把握して、それが反映できるようにすべきではないかと思うのですけれども、どうですか。
- **柴山インクルーシブ教育担当部長** その点につきましては、制度上のことがございますので、なかなか難しい部分はございますが、委員の御意見も踏まえまして、審議会等で一応審査させていただく形になりますので、そういった御意見を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えております。
- **井上さくら委員** ぜひ審議会がきちんと審議するのですが、その材料として、もうこういう形で決まっていますからということで事務局が出すのではなくて、十分その実態が反映できるように、物価高騰分が反映できるようにしていただきたいと意見で言っておきます。
- **藤崎浩太郎委員** いじめ問題専門委員会です。この資料にもいじめ防止対策推進法第28条第1項と書かれているとおりで、皆さん全部十分分かっているわけではないと思えますけれども、何が書かれているかといえば、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うということが書かれているわけでございます。それに基づいて調査等しているということです。事実関係を明確にするという行為に当たっては、情報が不足がないことであつたりとか、情報が誤っていないこと、これが前提条件になるのではないかと思います。

その上で、これまで様々ないじめの御相談いただいてきた中で、学校が提出してきている資料の中には、実態と異なる記載が含まれていたという御指摘をいただいてきたことがあります。私も、学校長が報告している内容に対して誤りがあったと私も捉えられる内容だったりしたのがあります。やはり学校現場等々から上がってくる情報に、意図的かどうかは置いておいて、誤った情報が上がってきて、委員会の中で誤った情報に基づいて審査、審議、議論がなされれば、当然出席している委員の印象や、事に対する重要性、重大性の認定の仕方において、悪い影響、誤った影響が及ぼされる可能性があるのではないかと懸念しています。

たまたま先日、杉並区ですけれども、杉並区はいじめ問題でも学校長が上げている教育委員会に対する報告に加害、被害が逆転した内容の資料が上がっていたということが、情報開示請求の結果、保護者が把握できたということが少しネットで話題になっていました。他山の石にしなくてはいけないのではないかと思います。

たのは正直なところで、どうしても情報開示請求すると、黒塗りが出てきて、保護者も全て読み取れないことも生じてくるわけです。やはり第三者の立場で事実関係を明確にする作業を行っていく上で、学校現場から上がってくる情報が正しいものであるという前提がなければ、保護者はそこで出されてくる結果に対して納得できないでしょうし、場合によっては、誤った事実確認、事実関係が明確になったという調査報告書が出されてしまう可能性すらあるということを懸念しています。

そういう意味で、これからどういうふうに対応されるかというのはありますけれども、やはり教育委員会としても、現場から誤った情報が出てくる可能性があること、そして誤った情報を上げないように真摯に受け止めて、正確な情報を上げていくことを徹底していくこと、さらにはこれまで上がってきた情報の中でも、皆さん、保護者皆さんが情報開示請求するわけではありませんので、保護者も気づかないまま誤った情報で調査報告がまとめられていたことがないかどうか、全て調査するのは非常に難しいところですが、やはり情報が正しく共有され、正しい情報が共有されて、正しい議論がなされていくということをここでしっかりとやっていただきたいと思います、その点について、教育委員会の考えを教えてくださいと思います。

- **住田不登校支援・いじめ対策部長** いじめに関しましては、学校内、それから学校と教育委員会、教育委員会内のどの段階であっても、情報が見える化して、見える化されて、滞りが起こらない仕組みを検討していくことが非常に重要だと考えています。調査に当たっては、学校の資料のみを基に事実を認定しているものではございません。

本市では、全ての調査に第三者の視点を入れており、事実認識の食い違いがある事案などでは、いじめを受けた児童・生徒、保護者の意向を踏まえながら、早い段階で第三者の専門家が関わり、できるだけその御家庭の孤立感を防いでいくというのがまず第一に、事案における時系列の整理だったりとか、聞き取り対象の選定ですとか、各資料の活用目的も含めて、第三者が判断して、対応することで、調査の客観性、公平性を担保していますし、これからも精度を磨いていきたいと考えています。引き続き、第三者の専門家の意見を聞きながら、丁寧に対応してまいります。

- **藤崎浩太郎委員** 最後、意見だけにしますが、専門委員会も公開されていなかったりとかするわけですので、なかなかどう議論がなされているか分かりづらいですし、プロセスにおいて、しっかりと保護者の意見を聞いたりするのはもちろんプロセスとしてありますけれども、最終的にまとまっていく資料の中において、ないしは議論されているプロセスの中には、ブラックボックスが含まれているというのは、そこは現状あると思いますので、一定の段階を過ぎるとブラックボックスになってしまっていて、さらに一定の段階を過ぎると保護者が言う先がなくなっていく。

第三者の専門委員会が入った時点で、教育委員会としても専門委員会に口出しができなくなれば、保護者のほうも言う先もなくなるし、なかなか段階によっては誤りを訂正するすべを失う部分があるのではないかと懸念していますので、やはり情報の可視化という話も今いただきましたけれども、相手方がいたりとか、加害・被害がはっきりしていない段階とか、いろんな状況で、出せない情報もあるのもよく理解しますけれども、最終的に調査報告書として事実関係が明らかになったという資料が確定したときに、言ってもしようがなかったと、こんな内容で収まってしまったと、本当はこうではなかったのにと不満が残るような、納得できないような資料が最終的に形にならないように、よく注意して、丁寧に取り組んでいただきたいと思いますということを要望しておきます。

○ **福島直子委員** 最後の委員会ですので、3点確認させていただきたいことがあるのですが、1番から順番にお尋ねいたしますけれども、横浜市社会教育委員会議、これについて、第5期横浜市教育振興基本計画における生涯学習推進の方向性について意見聴取を行ったということなのですが、第5期については、先日来、私たちの委員会で議論させていただいたものでありますけれども、実施期間が2026年から2029年という4年間でやるものですから、この4年間で、まず初年度の令和8年度について、何か重点的にこれをやりますということが明確になっているものがあればお示しさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ **小野寺生涯学習担当部長** ただいま御質問いただきました社会教育委員会議の第5期の教育振興基本計画に関する御意見としましては、社会教育委員会議で以前、第32期の提言の中で、社会参加の裾野拡大をしていこうということの提言をいただいております。そうしたことを踏まえて、第5期の計画をつくったほうが良いということをごさいましたので、社会教育委員の御意見をいただいた形で、第5期のほうに社会参加の裾野拡大のほうを掲載しております。生涯学習を入り口として、社会参加を進めていこうというものでございます。

令和8年度につきましては、社会教育委員会の中でいただいた御意見を踏まえまして、私どものほうで各区の生涯学習関係職員の研修を行っておりますので、市民の学びが具体的な活動や社会参画につながっていくようなものを目指すよう、職員のコーディネート能力を高めるといった内容の研修を予定しております。

○ **福島直子委員** とても幅広い活動なので、今の御説明だけではなかなかイメージがつかみづらいところも実はあるのですが、しっかりと取り組んでいただきたいということと、議事録、会議録を拝見いたしますと、様々な御指摘もあって、大変勉強になりましたが、ぜひせっかくの委員会で議論いただいたことが形になるようお願いしたいと思います。

次に、横浜市文化財保護審議会ですが、これについては文化財の指定について審議し、答申をまとめたとありますので、こういう作業をしていただいたということかと思っておりますけれども、先日来の議論でも、誠に数多い文化財を横浜市が保全し、将来につなげるための様々な作業をされているわけですが、端的に言って、お金が大変かかるお仕事、また時間もすごくかかるお仕事だと思うわけですが、そうした懸念というのは国も挙げてずっと課題であるということが認識があるのではないかと思います。

昨今、話題になっておりましたけれども、特に国においては独立行政法人の国立博物館とか、国立美術館で、今年4月からの中期計画を策定して、特に展示に係る様々な大きなコストについて、自己収入額を事業の65%以上にしなければいけないという、そうした方向性が出されたと聞きまして、これは国の取組ですので、そのままイコール横浜市に当てはまるということではないと思っておりますけれども、こんなふうに目的としては、そうした博物館や美術館に来る、国においては日本独特の特有の文化に触れる人々に対するしっかりとした発信と、またそういう方々には相応のコストを負担していただくということで、例えば外国の方には日本人よりも高い入場料で観覧していただくといったことも考えていいのではないかと出ておりました。

先ほど申しましたように横浜にイコールではないと思うのですが、いずれにせよ、横浜でもこうした文化財を保全していくには関心がある人はいるけれども、きっと横浜市や誰か奇特な方がやってくれるだろうということで、私たちはコストまで負担しようというのは、なかなか市民は思えないのですが、昨今いろいろな形でそうした資金を市民の皆様にも協力していただくような流れもございます。

そこで、文化財保護について、ふるさと財団などと協力して、何か新しい取組をすべきではないかと思う

のですが、この辺の取組状況はどうでしょうか。

- **小野寺生涯学習担当部長** ただいま御質問いただきました文化財における財源確保の取組でございますが、こちらにつきましては昨年度の指定管理者の選定の中でも、今回御報告させていただいている指定管理者の評価委員会も附属機関としてございましたが、その中でも御意見をいただいているところでございます。例えば資料購入費の獲得に当たっては、市民の方の外部の方の御協力いただくようなところも考えてみてはいかかという御意見もいただいているところでございます。

指定管理者につきましては、外郭団体の横浜市ふるさと歴史財団を指定しているところでございますが、昨年度から歴史博物館において、レキハク・パートナーシップという個人の方と法人の方を対象にした会費や寄附の制度を新しく始めているところでございます。こうした取組を進めまして、分かりやすく市民の方にも、法人・企業の方にも御協力いただけるファンドレイジングを今後も進めていきたいと思っております。

- **福島直子委員** 今、いろいろな団体から、よく遺贈をぜひという広告をいただくことが、宣伝をいただくことがあるのです。遺産として残されるものをぜひ具体的なこういう事業にと、それはふるさと納税であったり、横浜市でも御寄附を仰ぐということが盛んに行われていますけれども、ぜひ文化財の分野においても、しっかりと広報、周知をしていただいて、市民のみならず、幅広い御協力がいただけるようにすべきだと思いますので、一言意見として申し上げたいと思います。

最後に、学校保健審議会に関連して伺いますが、3ページの主な活動のまとめの中で、起立性調節障害に関する取組等について審議を行ったとございますけれども、これにつきまして具体的に何か神奈川県との協力で、子供や保護者に対して起立性調節障害というのがあるんだということを周知する活動を行ったと聞いていますけれども、現状の取組状況についてお知らせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- **横山人権健康教育担当部長** ただいまの御質問のほうですけれども、神奈川県からは昨年7月頃に中学校に対しては起立性調節障害の理解や配慮、こういったことに関するリーフレットが配布されております。横浜市としては、学校現場のほうから起立性障害で不安を抱える児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするための病気への理解ですとか、対応の例といったものを学校現場に示すことができるように、今、資料作成に取り組んでいるところでございます。

- **福島直子委員** そうしますと、令和8年度は何か具体的にこういうことをしますという計画的なものがありますか。

- **横山人権健康教育担当部長** 今、申し上げましたように学校現場、教職員が病気の理解を深めるということとは大切なことだと思っておりますので、教職員が活用できるような資料、それから養護教諭に対しての説明会等も行っておりますので、そういうところにもアプローチをかけていきたいと思っております。

- **福島直子委員** 起立性調節障害は、治療によって軽減されたり、それと申しますのも、一説には不登校のお子さんの4割が起立性調節障害だという調査もあるとか聞いたものですから、多くの方がこれが一つの原因がはっきりすると、身体的な不調ということが原因がはっきりして、治療が可能ならば、改善されて、また学校生活なり、日常生活に復帰できるのかということをおもうものですから、治療や改善の可能性ということも含めて、生徒や保護者に周知していただきたいと思うのですが、学校の先生以上に広報、周知していく計画はないでしょうか。

- **横山人権健康教育担当部長** 今、現時点では起立性調節障害のことに係る資料作成をしているところでありますので、まだ具体的にどこにということまで話が進行しているところではないのですが、学校現場

に示すと同時に、児童・生徒、それから保護者も理解できるようなものにしていきたいと考えております。

- **福島直子委員** それでは、令和8年度で大きく進みますように、一つの原因が分かって、対策が進めばいいと希望しておりますので、お取組よろしくお願ひしたいと思います。
- **大岩真善和委員長** それでは、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 寄附受納について

- **大岩真善和委員長** 次に、寄附受納についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- **石川教育次長** このたび100万円以上の御寄附をいただきましたので、御報告いたします。
お手元の寄附受納報告書を御覧ください。
1件目は、タブレット端末・タブレットケース等で、寄附者は神奈川県民共済生活協同組合様です。受入先は、浦舟特別支援学校ほか2校でございます。
2件目は、ヨシユア・ブライン3世と祖父、松木屋久七のガラス板写真1点の御寄附で、寄附者は市外在住の個人の方でございます。受入先は、横浜開港資料館でございます。
御報告は以上です。よろしくお願ひいたします。
- **大岩真善和委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **大岩真善和委員長** 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 教育長挨拶

- **大岩真善和委員長** 以上で教育委員会関係の議題は終了いたしました。先ほど申し上げましたように、本日が本構成による最終の委員会になろうかと思われまいますので、この際、下田教育長より御挨拶がございます。
- **下田教育長** それでは、教育委員会を代表しまして御挨拶申し上げます。

大岩委員長、横山副委員長、高橋副委員長をはじめ、委員の皆様方には、第5期横浜市教育振興基本計画の策定をはじめ、学校を安全・安心な環境にするための総合的な対策、そして今月から全員喫食を開始した中学校給食、図書館ビジョンの推進など、多岐にわたる御議論をいただき、御指導・御助言を賜りました。厚くお礼申し上げます。

令和7年度は、本市、そして全国で教育に対する信頼を根底から揺るがす事案が発生する中、横浜の子供の今の安心を、教育委員会・学校が一丸となって全力で守る、できることからスピード重視で、仕組みの検討、対策の実行を進めてまいりました。あわせて、子供の未来にも目を向け、時代の大転換期にあるという認識を新たに、これからの学びを横浜市からつくっていききたい、そういう思いで子供たちとの対話を大切にまいりました。

こうして策定いたしました新たな教育振興基本計画の下で、令和8年度は新たな一步を踏み出す初めの1年になります。子供の今、そして未来、そしてその思いを大事に、信頼される、質の高い教育行政の推進に全力で取り組んでいきたいと思ひます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも様々な角度から御指導・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ます。1年間、本当にありがとうございました。

◇

◎ 当局代表挨拶

- 大岩真善和委員長 次に、当局を代表いたしまして、鈴木副市長より御挨拶がございます。
- 鈴木副市長 教育委員会を所管する副市長といたしまして一言御挨拶いたします。

大岩委員長、横山副委員長、高橋副委員長をはじめ、各委員の皆様方には、この1年間、学校教育の充実や教職員の働き方改革、図書館や生涯学習など、横浜市の教育行政に関する幅広い御議論を賜りました。心よりお礼申し上げます。

この間にも教育行政をめぐる、様々な課題が生じております。本市教育行政におけるガバナンスの強化は、引き続き喫緊の課題だと認識しております。令和8年度は、第5期教育振興基本計画が策定され、教育委員会としても新たな一歩を踏み出す年となります。計画で掲げた取組を重ねまして、教育委員会が一丸となって本市の教育行政を推進してまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後もより一層の御指導・御鞭撻をいただき、横浜の子供たちを育む豊かな教育環境の実現に向け、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。1年間、ありがとうございました。

◇

◎ 正副委員長代表挨拶

- 大岩真善和委員長 それでは、正副委員長を代表いたしまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

この1年、委員の皆様方には多岐にわたる各種議論や報告事項につきまして熱心に御審査や御議論をいただき誠にありがとうございました。

令和7年度の活動を振り返りますと、こども誰でも通園制度の実施に向けた取組、保育所等における人材の確保と体制整備に向けた取組、第5期横浜市教育振興基本計画の策定、図書館ビジョンの推進に向けた取組など、いずれも本市の将来にとって非常に重要な施策について、委員会として活発な議論を重ねることができました。

委員会運営については不十分な部分があったかと思いますが、その点は議論がなかなか長くなったということも含めまして、おわび申し上げたいと思いますが、1年間充実した委員会活動ができましたのも、横山・高橋両副委員長をはじめ、委員の皆様方の御支援・御協力があったからこそ改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、鈴木・佐藤両副市長をはじめ、当局の皆様方にも委員会運営に御協力いただき改めて厚く御礼申し上げます。

最後になりますが、日々御健闘いただいている当局の職員の皆様にも心より厚くお礼を申し上げまして、正副委員長を代表しての挨拶といたします。1年間、本当にありがとうございました。

◇

◎ 閉会宣告

- 大岩真善和委員長 以上で本日の議題は終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後2時30分